

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年6月22日

【事業年度】 第74期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

【会社名】 株式会社キトー

【英訳名】 KITO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鬼頭 芳雄

【本店の所在の場所】 山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地

【電話番号】 055 - 275 - 7521

【事務連絡者氏名】 常務取締役 常務執行役員 財務管理本部長 遅澤 茂樹

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿2丁目4番1号 新宿NSビル9階

【電話番号】 03 - 5908 - 0161

【事務連絡者氏名】 常務取締役 常務執行役員 財務管理本部長 遅澤 茂樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第70期	第71期	第72期	第73期	第74期
決算年月		2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月
売上高	(百万円)	41,855	49,968	55,821	51,141	55,168
経常利益	(百万円)	4,094	3,423	4,576	3,249	3,791
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,361	2,026	2,497	1,897	2,836
包括利益	(百万円)	4,484	3,741	1,152	1,456	3,054
純資産額	(百万円)	22,003	25,626	26,040	21,239	23,697
総資産額	(百万円)	41,108	63,183	60,639	60,137	61,854
1株当たり純資産額	(円)	806.32	936.83	952.43	1,001.60	1,114.03
1株当たり当期純利益金額	(円)	91.25	77.52	95.13	82.38	139.52
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	90.42	77.11	94.87	82.15	138.77
自己資本比率	(%)	51.2	38.9	41.2	33.8	36.7
自己資本利益率	(%)	12.3	8.9	10.1	8.4	13.2
株価収益率	(倍)	11.6	15.7	8.8	14.4	14.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,056	3,338	4,502	3,981	7,044
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,729	8,402	3,572	2,142	2,191
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	465	7,050	1,900	1,148	3,083
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	6,219	9,777	8,521	9,059	10,769
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	2,094 (577)	2,495 (470)	2,365 (394)	2,364 (378)	2,169 (372)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 2014年10月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い第70期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3 従業員数は、就業人員数を記載しております。

なお、臨時雇用者には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第70期	第71期	第72期	第73期	第74期
決算年月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月
売上高 (百万円)	22,577	24,514	25,415	24,036	24,886
経常利益 (百万円)	2,831	3,062	3,497	2,054	2,906
当期純利益 (百万円)	1,057	1,495	2,377	1,405	1,436
資本金 (百万円)	3,976	3,976	3,976	3,976	3,976
発行済株式総数 (株)	13,524,100	27,048,200	27,048,200	27,048,200	27,048,200
純資産額 (百万円)	15,859	17,257	18,888	14,355	15,328
総資産額 (百万円)	29,108	44,659	44,961	44,999	45,872
1株当たり純資産額 (円)	606.05	656.72	717.88	704.54	749.42
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	40.00 (15.00)	37.50 (25.00)	28.00 (14.00)	28.00 (14.00)	33.00 (15.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	40.86	57.18	90.56	61.00	70.65
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	40.49	56.88	90.32	60.83	70.27
自己資本比率 (%)	54.4	38.6	41.9	31.8	33.3
自己資本利益率 (%)	6.9	9.0	13.2	8.5	9.7
株価収益率 (倍)	25.8	21.3	9.3	19.5	28.1
配当性向 (%)	49.0	43.7	30.9	45.9	46.7
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	650 (161)	674 (192)	681 (177)	664 (184)	673 (207)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 2014年10月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い第70期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3 従業員数は、就業人員数を記載しております。

なお、臨時雇用者には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。

2 【沿革】

- 1932年11月 鬼頭美代志の個人経営として鬼頭製作所を大森(東京都大田区)に創業、チェーンブロック等の製造を開始。
- 1937年 6月 合資会社に組織変更。
- 1939年 4月 中野島(川崎市多摩区)に分工場を新設。
- 1944年 7月 株式会社に組織変更。
鬼頭鉤鎖機器工業株式会社に商号変更。
- 1945年11月 本社工場を大森から中野島(川崎市多摩区)に移転。
株式会社鬼頭製作所に商号変更。
- 1947年10月 営業部門を分離し、鬼頭商事株式会社を設立。
- 1967年11月 株式会社大野製作所を吸収合併、大野シャッター株式会社(シャッター販売部門)を設立。
厚木工場(神奈川県厚木市)を新設。
- 1970年 1月 キトーサービスエンジニアリング株式会社を設立。
11月 鬼頭商事株式会社及び大野シャッター株式会社を吸収合併。
株式会社キトーに商号変更。
- 1978年10月 キトーサービスエンジニアリング株式会社を吸収合併。
- 1980年10月 当社株式の店頭登録により株式を公開。
- 1982年 5月 新本社工場を山梨県中巨摩郡(現所在地)へ移転するため建設に着工。
- 1983年12月 新本社工場が完成し、旧本社工場(中野島)及び厚木工場を全面移転。
- 1990年 1月 米国に現地法人KITO INC.(現・連結子会社)及びHarrington Hoists, Inc.(現・連結子会社)を設立。
- 1993年 1月 東京都渋谷区代々木に東京本社を新設。
カナダに現地法人KITO CANADA INC.(現・連結子会社)を設立。
- 1995年 5月 中国に合弁会社江陰凱澄起重機械有限公司(現・連結子会社)を設立。
- 1996年 4月 フィリピンに100%出資の子会社KITO PHILIPPINES, INC.(現・連結子会社)及びKITO PHILIPPINES, INC.の40%出資のKIMA REALTY, INC.を設立。
- 1997年 8月 タイに合弁会社SIAM KITO CO., LTD.(現・連結子会社)を設立。
- 1998年 7月 国内全事業所を対象としてISO9001を取得。
9月 関連会社川崎キトー製品サービス株式会社を連結子会社化。
- 2001年 2月 本社工場を対象としてISO14001を取得。
6月 KITO INC.の100%出資の子会社Har Ki, Inc.(商標権等管理会社)を設立(現・連結子会社)。
- 2002年 6月 中国に70%出資の子会社北京KITO - BLUESWORD物流系統集成有限公司を設立。
11月 江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を45%から65%とする。
- 2003年 1月 100%出資の子会社川崎キトー製品サービス株式会社を吸収合併。
3月 大阪府寝屋川市の西部支社用の土地・建物の売却。大阪府守口市に新事務所を開設。
8月 カーライル・グループ(注)が100%出資する特別目的会社カーライル・ジャパン・ホールディングス・スリー株式会社(以下「CJH3」という。)による当社株式の公開買付(TOB)成立。
10月 当社株式の店頭登録銘柄の登録取消。
「キトーレバブロック LX」が財団法人日本産業デザイン振興会主催の2003年度「グッドデザイン賞」においてグッドデザイン特別賞(金賞)を受賞。
11月 当社株式とCJH3株式との株式交換成立。
12月 CJH3との合併。当社が存続会社となる。
- 2004年 3月 北京KITO-BLUESWORD物流系統集成有限公司の閉鎖。
中国に100%出資の子会社上海凱道貿易有限公司(現・連結子会社)を設立。
4月 立体自動倉庫を中心とするシステム事業を株式会社ダイフクに譲渡。
- 2005年 1月 江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を65%から80%とする。
5月 東京都渋谷区代々木の東京本社用の土地・建物の売却。東京都新宿区西新宿の東京オペラシティビル内に新事務所(東京本社)を開設。
江陰凱澄起重機械有限公司の工場を同市内(江蘇省江陰市)の工業団地に全面移転。
- 2006年 5月 ドイツに100%出資の子会社Kito Europe GmbH(現・連結子会社)を設立。
12月 タイに当社49%出資の子会社SUKIT BUSINESS CO., LTD.(議決権所有割合82.8%)を設立。
同社が当社関連会社SIAM KITO CO., LTD.株式を取得し、両社ともに連結子会社とする。
- 2007年 8月 東京証券取引所市場第一部へ上場。

- 2008年 2月 SIAM KITO CO., LTD.の工場をバンコク市からチョンブリ県へ全面移転。
11月 「キトーチェーンブロック CX」が財団法人日本産業デザイン振興会主催の2008年度「グッドデザイン賞」を受賞。
韓国に80%出資の子会社KITO KOREA CO., LTD.(現・連結子会社)を設立。
- 2009年 2月 江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を80%から87%とする。
4月 「キトーレバブロック L5」が2008年度日本機械学会優秀製品賞を受賞。
6月 江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を87%から88.7%とする。
10月 KITO INC.の商号をKITO Americas, Inc.に変更。
- 2010年 3月 KONECRANES PLCとの業務・資本提携契約を締結。
6月 100%出資の子会社キトーホイストサービス株式会社を設立。同年10月MHSコネクレーンズ株式会社(現コネクレーンズ株式会社)と資産譲渡契約を締結し、同社のホイスト事業を承継後、キトーホイストサービス株式会社にて事業を開始。
江陰凱澄起重機械有限公司の出資比率を88.7%から90%とする。
10月 ArmseI MHE Pvt. Ltd.(インド)の全株式を譲受けし、完全子会社化(現・連結子会社)。
- 2011年 3月 カーライル・グループ保有株の売却。
KITO KOREA CO., LTD.の出資比率を80%から93.3%とする。
4月 KITO DO BRASIL COMERCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA(ブラジル)設立(現・連結子会社)。
5月 東京本社を東京都新宿区西新宿のNSビル内に移転。
8月 PT. KITO INDONESIA (インドネシア)設立(現・連結子会社)。
12月 キトーホイストサービス株式会社を吸収合併。
- 2012年11月 台湾に55%出資の子会社台湾開道起重機股份有限公司を設立(現・連結子会社)。
- 2013年 1月 SIAM KITO CO., LTD.の出資比率を74%から80%とする。
2月 上海凱道貿易有限公司が凱道起重設備(上海)有限公司に商号変更。
4月 凱道起重設備(上海)有限公司が、連結子会社の江陰凱澄起重機械有限公司に対する割当による増資を実施。結果、増資後の同社の資本金は7,000千米ドルとなり、当社の出資比率は、連結子会社が所有する出資比率を含み94.0%。
シンガポールに100%出資の子会社KITO HOISTS & CRANES ASIA PTE. LTD.を設立(現・連結子会社)。
5月 台湾開道起重機股份有限公司が台湾開道股份有限公司に商号変更。
7月 SIAM KITO CO., LTD.のタイ第2工場が操業を開始。
- 2014年 8月 米国PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.の全株式を取得、同社及びその子会社3社を連結子会社化。
10月 フィリピンのKIMA REALTY, INC.を株式売却により連結の範囲から除外する。
- 2016年 1月 イタリアに100%出資の子会社Kito Chain Italia S.r.l.を設立(現・持分法適用非連結子会社)
2月 Kito Chain Italia S.r.l.がイタリアのWeissenfels Tech Chains S.r.l.のチェーン及びチェーン関連事業を取得。
4月 Scaw Metals Pty Ltd.(現Kito Australia Pty. Ltd.)、Anchor Nominees Pty. Ltd.、及びPWB Anchor Ltd.3社の全株式を取得。(現連結子会社)
7月 Scaw Metals Pty Ltd.がKito Australia Pty. Ltd.に商号変更。
9月 KONECRANES PLCとの業務・資本提携を解消。
- 2018年 1月 Kito Europe GmbHが、フィンランドのライトクレーンの製造・販売事業会社ERIKKILA OYの全株式取得。

(注) カーライル・グループとは、米国に本拠を置くプライベート・エクイティ・ファンドであり、グローバルに4つの投資分野(パイアウト、不動産、ベンチャー/グロース・キャピタル、レバレッジド・ファイナンス)において自己資金並びに外部投資家の出資により投資活動を展開しております。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社24社及び持分法適用非連結子会社1社の計26社で構成されております。当社グループの主な事業内容は、巻上機、クレーン及びチェーン等の製造、販売であります。見込み生産品による規格化された量産品、荷役内容や利用環境により異なるニーズに応えたカスタマイズ製品に加えて、部品提供やメンテナンスによるアフターサービス等を手がけます。

(1) 当社グループの販売体制

当社グループの販売体制は、国内では代理店制度を採用し、主に特約代理店傘下の販売店の一般流通ルートを通じて供給しております。

また、海外では北米、アジア、その他欧州をはじめ各国においてグローバルに事業を展開しており、海外子会社及び海外代理店を通じて供給しております。

(2) 当社グループの取り扱い製品

当社の製品を分類すると以下のとおりであります。

品目	名称	特徴
手動製品	手動チェーンブロック	人力でハンドチェーンを操作し、荷物を巻き上げ下げする製品で、限られたスペースでも荷物を簡単に移動できることから、主に土木建築現場等で使用されております。
	レバーブロック	荷締め・固定・位置合わせ作業に適した製品で、運輸・橋梁・建築・土木・林業等あらゆる業界で幅広く使用されております。
	手動トロリ	手動チェーンブロック及び電気チェーンブロックと結合し、横行レールに取り付けることで荷物を左右に移動させる製品です。
電動製品	電気チェーンブロック	電動モータの回転により荷物を巻き上げ下げする製品で、主に工場設備として使用されておりますが、橋梁建設等屋外現場でも幅広く使用されております。
	電気トロリ	電気チェーンブロックと結合し、横行レールに取り付けることで荷物を左右に移動させる製品です。
	ロープホイスト	荷物を巻き上げ下げする媒体として、チェーンではなくワイヤーロープを使用した製品です。
	クレーン	荷役運搬作業の効率向上、省スペース、省コストを実現する設備として使用されており、天井クレーン・ジブクレーン・橋形クレーン・その他周辺機器等の製品です。
	ピローフックデバイス	玉掛け作業や資材運搬作業等に使用するチェーンスリング、繊維スリング等の製品です。
	バランス	荷物の表面を空気圧やエアーで吸着して、上下、旋回等操作できる製品です。
	チェーン製品	タイヤチェーンや海洋向けのチェーン製品です。
	その他	補修用部品販売、点検修理等のアフターサービスです。

(3) 報告セグメント区分ごとの主要な関係会社の名称

当社グループにおける6つの報告セグメント区分ごとの主要な関係会社の名称は以下のとおりであります。

日本
当社
米州

Harrington Hoists, Inc.、PEERLESS Chain Co., Inc.、KITO CANADA INC.及びKITO DO BRASIL COMERCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA

中国

江陰凱澄起重機械有限公司及び凱道起重設備(上海)有限公司

アジア

SIAM KITO CO., LTD.、KITO KOREA CO., LTD.、ARMSSEL MHE PVT. LTD.、PT. KITO INDONESIA、及び台湾開道股份有限公司

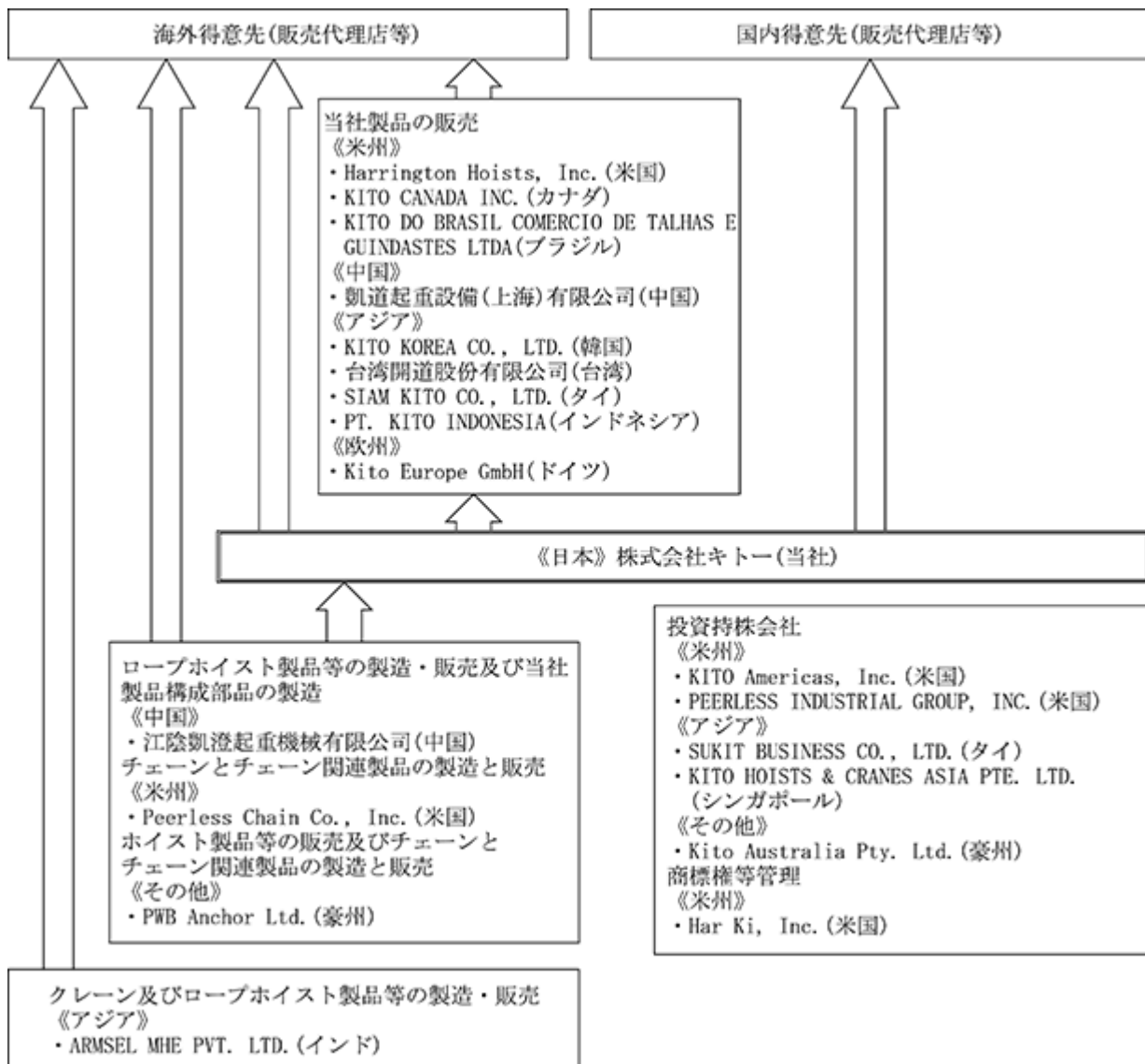
欧州

Kito Europe GmbH

その他

PWB Anchor Ltd.

(4) 事業系統図



4 【関係会社の状況】

(2018年3月31日現在)

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 [被所有] 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
KITO Americas, Inc. (注) 2、4	アメリカ合衆国 デラウェア州	千US\$ 20,000	Harrington Hoists, Inc. PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. 及び Har Ki, Inc. への投資持 株会社	100.0	役員の兼任2名 資金の貸付
Harrington Hoists, Inc. (注) 2、3、4	アメリカ合衆国 ペンシルバニア州	千US\$ 9,500	当社製品の製造・販売	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
Har Ki, Inc. (注) 2、3、4	アメリカ合衆国 デラウェア州	千US\$ 1	Harrington Hoists, Inc. 製品の 商標権及び知的財産権の管理	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. (注) 2、3、4	アメリカ合衆国 ミネソタ州	千US\$ 20,000	Peerless Chain Co., Inc. への投資持株会社	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
Peerless Chain Co., Inc. (注) 2、3、4	アメリカ合衆国 ミネソタ州	千US\$ 20,000	チェーンとチェーン関連製品の製 造と販売	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
SCC Japan合同会社 (注) 3、4	千葉県柏市	千円 10,000	タイヤチェーン等の販売	100.0 (100.0)	
KITO CANADA INC.	カナダ ブリティッシュ コロンビア州	千C\$ 800	当社製品の販売	100.0	
Kito Europe GmbH (注) 2	ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ	千EUR 3,000	当社製品の販売	100.0	資金の貸付 債務の保証
KITO PHILIPPINES, INC. (注) 2、5	フィリピン共和国 ラグナ州	千US\$ 13,989	当社製品構成部品の製造	100.0	
凱道起重設備(上海)有限公司 (注) 2、3	中華人民共和国 上海市徐匯区	千US\$ 7,000	当社製品の販売	94.0 (54.0)	資金の借入
江陰凱澄起重機械有限公司 (注) 2	中華人民共和国 江蘇省江陰市	千US\$ 26,000	ロープホイスト製品等の製造・販 売及び当社製品構成部品の製造	90.0	役員の兼任2名
SIAM KITO CO., LTD. (注) 3	タイ王国 チョンブリ県	千BAHT 100,000	当社製品の製造・販売	80.0 (80.0)	債務の保証
SUKIT BUSINESS CO., LTD.	タイ王国 チョンブリ県	千BAHT 100	SIAM KITO CO., LTD. への 投資持株会社	82.8	資金の貸付
KITO KOREA CO., LTD.	大韓民国 京畿道城南市	千KRW 4,453,080	当社製品の製造・販売	93.26	債務の保証
KITO HOISTS & CRANES ASIA PTE. LTD.	シンガポール共和国	千S\$ 4,460	SIAM KITO CO., LTD. への 投資持株会社	100.0	役員の兼任1名 資金の借入
ARMSEL MHE PVT. LTD. (注) 2	インド共和国 カルナタカ州	千INR 36,727.5	クレーン及びロープホイスト製品 等の製造・販売	100.0	債務の保証
KITO DO BRASIL COMERCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA (注) 2	ブラジル連邦共和国 サンパウロ市	千BRL 12,971	当社製品及びクレーンの販売	100.0	
PT. KITO INDONESIA	インドネシア共和国 ジャカルタ市	千IDR 40,473,560	当社製品及びクレーンの販売	100.0	
台湾開道股份有限公司	台湾台北市	千新台幣\$ 96,500	当社製品及びクレーンの販売	55.0	債務の保証
Kito Australia Pty. Ltd. (注) 2	オーストラリア連邦 ビクトリア州バン ドゥーラ	千オースト ラリアドル 5,095	Anchor Nominees Pty. Ltd. への 投資持株会社	100.0	
Anchor Nominees Pty. Ltd. (注) 3	オーストラリア連邦 ビクトリア州バン ドゥーラ	千オースト ラリアドル 273	PWB Anchor Ltd. への投資持株会 社	100.0 (100.0)	
PWB Anchor Ltd. (注) 3	オーストラリア連邦 ビクトリア州バン ドゥーラ	千オースト ラリアドル 18.8	当社製品の販売並びにチェーンの 製造及び販売	100.0 (100.0)	債務の保証

- (注) 1 上記以外に連結子会社が2社、持分法適用非連結子会社が1社、持分法非適用非連結子会社が5社あります。
- 2 特定子会社に該当しております。
- 3 議決権の所有〔被所有〕割合の()内は、間接所有割合及び間接被所有割合で内数であります。
- 4 売上高(連結相互間の内部売上高を除く)が連結売上高の10%を超える連結子会社の「主要な損益情報等」は次のとおりであります。

		KITO Americas, Inc.
売上高	(百万円)	24,969
経常利益	(百万円)	767
当期純利益	(百万円)	839
純資産額	(百万円)	7,660
総資産額	(百万円)	23,083

KITO Americas, Inc.は、Harrington Hoists, Inc.、Har Ki, Inc.、投資持株会社であるPEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC.及びその子会社4社を連結した金額であります。

- 5 KITO PHILIPPINES, INC.は清算手続中であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2018年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	577 (200)
米州	600 (17)
中国	462 (119)
アジア	329 (27)
欧州	44 (2)
その他	61 (-)
全社(共通)	96 (7)
合計	2,169 (372)

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 従業員数欄の(外数)は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であります。
なお、臨時従業員には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。
3 全社(共通)は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2018年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
673 (207)	42.9	16.4	6,199

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	577 (200)
全社(共通)	96 (7)
合計	673 (207)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2 従業員数欄の(外数)は、臨時従業員数の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3 臨時従業員には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。
4 平均年間給与は、2018年3月31日現在の表示(賞与及び基準外賃金を含む)となっております。
5 全社(共通)は、主に総務部門、経理部門及び経営企画部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、1968年に発足されたキトー労働組合があり、日本労働組合総連合会に加盟しております。
2018年3月31日現在の組合員数は573名であります。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項は、本書提出日（2018年6月22日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、お客様から信頼される企業を目指すという方向に向かって、全社員が一丸となって仕事に取り組むべく、下記の企業理念を掲げております。

- ・キトーの使命～すべてのお客様に満足と感動を
- ・キトーの品質～すべての社員の念（おも）いをこめて
- ・キトーにおける革新～不断の改革と高い目標へのチャレンジ
- ・キトー（らしさ）の基本～誠実、正直、誇り、感謝

(2) 目標とする経営指標

2017年3月期よりスタート致しました中期経営計画（2017年3月期～2021年3月期）を推進中であり、この中期経営計画においては、既存事業の生産性と効率を高めるとともに、製品分野と製品品揃えの拡充により事業の拡大をはかり、利益とキャッシュ・フローを最大化し、中長期的な営業利益とEBITDAの成長を目指します。

(3) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

お客様の期待を上回る価値を提供し続け、市場におけるキトーブランドの価値の最大化を実現するため、以下を重点課題とし、グローバル市場での事業をより一層強化し、存在価値を高めてまいります。

顧客満足度の向上

製品分野と製品品揃えを拡充するとともに、キトー製品の価値向上と差別化をはかります。ユーザートレーニングなどのサービスを充実させ、リードタイムを短縮し、お客様へのサービス向上を図ります。品質管理・品質保証体制を強化し、グローバルでの品質保証体制を確立します。

組織運営の効率化

グローバルでのITインフラを整備し、グループ経営基盤を構築します。

サプライチェーン最適化に向けて、日本、中国、米国、アジアの4生産拠点でのオペレーションの効率化、デリバリーの改善、在庫の圧縮をはかります。リンクチェーンで世界最大規模の生産量を誇るクサリの生産体制について、日本、米国、欧州を軸に最適化を図ります。

人への投資

社員の意識改革と組織の風土改革をすすめ、魅力ある組織作りを目指します。ダイバーシティを深化し、文化の異なるメンバーをまとめてチームワークを発揮し、グローバル市場で事業展開を推進するビジネスリーダーの育成を図ります。

(4) 経営環境

当社グループを取り巻く経営環境は、米国の諸政策、各地の情勢混乱に加え、中国経済の構造改革の先行きなどに対する懸念はあるものの、先進国が景気を下支えし、世界経済全体では引き続き緩やかな需要拡大を見込みます。日本及び北米市場では、インフラ関連及び、企業の設備投資需要とともに堅調な推移が期待されます。中国では需要が既に底を打ち、アジア地域では今後、緩やかな回復基調に向かうと見込みます。このような環境の下、当社グループは5カ年の中期経営計画の3年目を迎え、これまでの基盤強化のフェーズから、本格的な成長フェーズへの移行を加速してまいります。引き続き、製品・サービス分野の拡充による事業拡大に加えて、既存事業の生産性と効率を高め、利益とキャッシュ・フローの最大化を目指します。

2 【事業等のリスク】

当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスク要因については以下のものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日（2018年6月22日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 経済情勢及び景気動向

当社グループ製品の需要は、設備投資等の経済情勢の変動により、大きな影響を受けることがあり、日本の景気動向だけではなく、特に、当社グループの売上規模が大きい米州、中国を含むアジア等の景気動向によって、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループの販売体制等について

販売代理店との取引について

当社グループの販売は、一部の特殊製品等において、ユーザー顧客との直接取引を行っているものもありますが、主に販売代理店を通じて行っており、これら販売代理店に対して口銭や報奨金の支払いを行っております。

この販売代理店との長年に渡る協業体制の結果、当社グループは、各国において販売・サービス網を構築しており、様々な業種が当社グループ製品のユーザー顧客に含まれているものと認識しております。

当社グループは、販売代理店との間において、今後も友好的関係を構築・維持できるものと認識しておりますが、当社製品の販売は、販売代理店の営業活動に大きく依存しているため、販売代理店との関係悪化等により取引の継続が困難となった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、2018年3月期において、当社グループの連結売上高の100分の10以上を販売している販売代理店はありません。

海外売上高の割合について

当期における海外の地域別売上高は以下のとおりであります。

(地域別売上高)

	米州	中国	アジア	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	26,700	5,903	4,837	2,060	2,404	41,907
連結売上高(百万円)						55,168
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	48.4	10.7	8.8	3.7	4.4	76.0

当期の当社グループの連結売上高に占める海外売上高の割合は76.0%となっております。とりわけ、米州地域及び中国・アジア地域での販売の依存度が高く、それぞれ48.4%及び19.5%を占めております。それらの地域における販売活動が低迷した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) カントリーリスク等について

当社グループは、日本国内に加えて、米州、中国、アジア、欧州等の諸外国で事業展開しております。海外の国・地域においては日本国内とは異なる経済的・社会的・政治的な要因等があります。

そのため、為替リスクのみならず、貿易摩擦等の経済に起因するリスク、文化や慣習の違いから生ずる労務問題や地域特有の疾病等といった社会的なリスク、戦争、テロといった国際政治に関わるリスク、加えて、商習慣の違いにより取引先との関係構築においても予想し得ないリスク等、予測不可能な事態が生じる可能性があります。

このようなリスクが顕在化した場合、製造工程での生産性低下、販売活動の中断等による影響が懸念され、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合について

当社グループは国内外を問わず、同業他社との厳しい競合環境の中にあり、同業他社による廉価販売又は新製品開発等の状況によっては、当社グループの競争力が損なわれる可能性も否定できません。

したがって、当社グループのブランド力、販売価格、商品性等が競合他社と比較し、優位性を維持できない場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 製品の欠陥による影響について

当社グループは、ISO規格に準拠した品質管理基準に従って各種の製品を製造しております。

しかしながら、全ての製品について欠陥がなく、かつ品質不良等が全く発生しない保証はなく、将来的にリコール、苦情又はクレーム等が発生しないという保証もありません。

このような事態が発生した場合には、当社グループブランドに対する顧客の信頼が著しく低下する可能性があり、当社グループへの評価のみならず、業績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

なお、当社グループは、現在、製造物賠償責任保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担する賠償額を十分にカバーできている保証はありません。また、引き続きこのような保険に許容できる条件で加入できるとも限りません。

大規模なリコールや製造物賠償責任につながるような製品の欠陥は、多額のコストや当社グループの評価に重大な影響を与え、それによる売上の低下、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 主要原材料及び部品等の調達による影響について

当社グループは、原材料及び購入部品等の多くを外部から購入し、適時、適量の確保を前提とした生産体制をとっております。

当社グループは調達リスク等の回避のため、複数社からの購入を基本としておりますが、一部に、一社からのみ購入する部品があるほか、一部の部品の加工等についても同様に特定の発注先に対して外注を行っております。

このため、当社製品の生産が急増した場合、これら部品の調達が不安定になり、不足等が発生する可能性があります。また、購入先や発注先の経営状態等にも影響を受ける可能性があります。

現状においては、これらの調達先以外から適時に代替品を入手することは難しく、このような事態が長期にわたった場合、当社グループの生産体制に悪影響を及ぼし、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、鋼材等の原材料市場において、需給バランスが崩れることによる原材料価格の高騰が、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定の生産拠点への集中、依存について

当社グループの主な生産設備は、山梨県又は海外の特定地域に集中しているため、万が一、当該地域で大規模な震災、水害又はその他の災害等が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 為替環境等による影響について

当社グループの主要な生産拠点が日本である一方、近年海外での売上が増大しております。

当社グループには、海外子会社、外貨建ての売上や資産があるため、外国為替相場の変動により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、為替相場の変動は、仕入原材料の価格等に影響を与える可能性があります。

(9) 人材確保について

当社グループの発展、成長の糧である人材が適所において確保できない状況又は当社グループがこれまで培ってきた重要な技能・技術の伝承が中断してしまう状況等が顕在化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) システム化について

当社グループは、製造・販売・その他の面において、業務合理化のため、業務の一部を電算化、システム化又はオートメーション化しており、情報端末、通信回線等にかかるシステム異常の発生等の重大な障害が発生した場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制、業界自主規制、税制等による規制強化、規制緩和の影響について

当社グループは、日本国内のみならず、事業展開する各国において、事業の許認可、国家安全保障、独占禁止、通商、為替、租税、特許、環境等、様々な法的規制を受けております。

当社グループは、これらの法的規制の遵守に努めておりますが、将来これらの法的規制を当社グループが遵守できない場合、また、当社グループの営む各事業の継続に影響を及ぼすような法的規制が課せられる場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 知的財産権の保護について

当社グループは独自に開発した技術等を有しており、特許権等の取得等により、当該知的財産権の保護に努めております。また、特許を取得した場合、申請対象となる技術等が推定又は模倣される危険性があるため、特許権等の取得にはなじまない技術等があり、それらについては、別途、当該知的財産権の保護に努めております。

しかしながら、当社グループの知的財産権を第三者によって不正使用され、当社グループが当該第三者に対して訴訟を提起する場合、当社グループが不正使用したとして訴訟を提起される場合等、多額の費用を要する可能性もあります。

(13) 繰延税金資産にかかるリスクについて

当社グループは、将来の課税所得に関して合理的かつ保守的な見積りに基づき、繰延税金資産を計上しております。この繰延税金資産の計算は、将来の課税所得を含め様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定と異なる可能性があります。

なお、政府で税制関連の法令改正がなされた場合、繰延税金資産の計算に一時的に影響を及ぼす可能性があります。これらの結果、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(経営成績等の状況の概要)

(1) 経営成績

当連結会計年度は、米国政権の動向や東アジア情勢など先行き不透明な状況が続いたものの、日本をはじめ、欧米、中国の景気は総じて回復基調が継続しました。当社を取り巻く事業環境においては、引き続き日本、米国共にインフラ関連に加え、民間設備投資が堅調に推移しました。

5カ年の中期経営計画の2年目となる当連結会計年度は、高収益体質への回帰、製品ポートフォリオ拡充による成長、真のグローバル企業への組織進化の経営目標達成に向けた各施策を前年度より引き続き実施してまいりました。

当連結会計年度の売上高は、堅調な需要に支えられ、対前期比7.9%増収の55,168百万円となりました。

第2四半期より新基幹システムを導入したため、システム稼動直後は生産活動が一時的に低下いたしました。第3四半期以降は全社を挙げて生産の安定化と通常の出荷回復に注力いたしました。加えて中国、アジア地域の海外子会社の利益改善策に成果がありました。その結果、営業利益は4,698百万円（前期比11.6%増）、経常利益は、3,791百万円（前期比16.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,836百万円（前期比49.4%増）と各利益共、増益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。当社グループは、当社及び連結子会社の所在地別セグメント区分で事業活動を展開しております。

セグメントの名称	売上高(前期比)	営業損益(前期比)
日本	24,886百万円 (3.5%増)	4,639百万円 (3.9%減)
米州	26,785百万円 (8.0%増)	1,242百万円 (5.7%減)
中国	6,264百万円 (13.4%増)	695百万円 (27.4%増)
アジア	4,681百万円 (1.3%減)	504百万円 (100.0%増)
欧州	1,916百万円 (37.9%増)	104百万円 (前年度は 27百万円の営業損失)
その他	2,048百万円 (51.1%増)	52百万円 (前年度は 29百万円の営業損失)

(日本)

国内・輸出共に、足もとではインフラ関連及び民間設備投資共に旺盛な需要が継続しました。基幹システム導入に伴い、第2四半期において生産活動が一時的に低下しましたが、第3四半期以降においては、生産活動が安定化し、旺盛な需要に対応しました。その結果、売上高は24,886百万円（前期比3.5%増）、営業利益は基幹システム導入に伴う償却費等負担の影響や、生産・出荷遅延対応に係る一時費用の増加もあり4,639百万円（前期比3.9%減）となりました。

(米州)

米国では、政策の不透明感があるものの、民間設備投資が堅調に推移すると共に、市況が持ち直したことで、資源関連向けの投資需要が好転しました。その結果、売上高は26,785百万円（前期比8.0%増）となりましたが、拡販施策による販売費の増加により、営業利益は1,242百万円（前期比5.7%減）となりました。

(中国)

景気減速に歯止めが掛かり、需要も底を打ちました。その結果、売上高は6,264百万円（前期比13.4%増）となりました。営業利益は695百万円（前期比27.4%増）となりました。

(アジア)

韓国ではクリーンルーム用クレーンなどの需要が継続、タイほか各地域では、底堅い需要に対応すると共に収益改善策に注力しました。その結果、売上高は4,681百万円（前期比1.3%減）とほぼ横ばいながら、営業利益は504百万円（前期比100.0%増）と改善いたしました。

(欧州)

地域全体の設備投資需要の高まりを受け、積極的な拡販施策を実施した結果、売上高は1,916百万円（前期比37.9%増）となりましたが、販売費の増加により104百万円の営業損失（前年度は27百万円の営業損失）となりました。

(その他)

売上高は2,048百万円（前期比51.1%増）、営業損失は52百万円（前年度は29百万円の営業損失）となりました。豪州で買収したKito Australia Pty. Ltd.及びその子会社を2016年6月末（業績については同年7月1日）より連結範囲に含めております。

(2) 財政状態

当連結会計年度末における資産合計は61,854百万円（前期比1,717百万円増）、負債合計は38,157百万円（前期比740百万円減）、純資産合計は23,697百万円（前期比2,457百万円増）となりました。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は10,769百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,710百万円増加いたしました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは7,044百万円と前期比3,063百万円収入増となりました。これは、税金等調整前当期純利益が3,791百万円、減価償却費が2,116百万円、仕入債務の増加額が732百万円となったこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは 2,191百万円と前期比48百万円支出増となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が1,030百万円、無形固定資産の取得による支出が380百万円、関係会社株式の取得による支出が498百万円となったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは 3,083百万円と前期比1,934百万円支出増となりました。これは、短期借入金の返済による支出が8,600百万円、長期借入れによる収入が6,723百万円となったこと等によるものです。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前期比(%)
日本	25,667	105.1
米州	11,535	107.7
中国	5,028	105.8
アジア	4,368	119.4
欧州		
その他	1,914	170.4
合計	48,514	108.6

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額は販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前期比(%)	受注残高(百万円)	前期比(%)
日本	14,558	107.2	1,634	159.6
米州	27,217	110.8	1,961	135.8
中国	6,030	117.1	590	127.1
アジア	4,185	76.2	1,519	75.4
欧州	2,109	127.5	546	168.5
その他	2,073	149.5	89	139.1
合計	56,174	108.4	6,341	118.9

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前期比(%)
日本	13,947	100.5
米州	26,700	107.9
中国	5,903	117.3
アジア	4,680	98.7
欧州	1,887	136.0
その他	2,048	151.1
合計	55,168	107.9

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

当社グループの当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日(2018年6月22日)現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告金額及び偶発資産・負債の開示、並びに報告期間における収益・費用の報告金額に与えるような見積り・予測を必要とします。結果としてこのような見積りと実績が異なる場合があります。

当社は、特に以下の重要な会計方針が、当社グループの連結財務諸表の作成において使用される重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えております。

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

製品保証引当金

販売した製品に係る将来の無償アフターサービス等の支払いに備えるため、過去の実績保証費に基づき計上しております。

返品調整引当金

将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績及び売上総利益率に基づき計算された将来の返品見込損失額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

繰延税金資産

繰延税金資産について、将来の課税所得及び継続的な税務計画をもって検討し、繰延税金資産の全部又は一部について将来回収可能性がないと判断した場合、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整額を費用として計上しております。未払費用に計上している売上割戻金について、当該期間に関わる費用を過去一定期間の販売実績等に基づき計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

固定資産の減損

地理的な配置及び事業性の有無等、資産の性質を基本単位とし、連結子会社については原則として各社を一つの単位として、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個別単位に資産をグルーピングしております。

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

資産合計は61,854百万円と前連結会計年度末に対し1,717百万円増加いたしました。これは、現金及び預金の増加1,711百万円、投資有価証券の増加572百万円、のれんの減少436百万円等によるものです。

(負債)

負債合計は38,157百万円と前連結会計年度末に対し740百万円減少いたしました。これは、短期借入金の減少5,223百万円、1年内返済予定の長期借入金の増加1,063百万円、長期借入金の増加1,432百万円等によるものです。

(純資産)

純資産合計は23,697百万円と前連結会計年度末に対し2,457百万円増加いたしました。これは、利益剰余金の増加2,246百万円等によるものです。

(3) 経営成績の分析

当連結会計年度における経営成績については、「(経営成績等の状況の概要)(1) 経営成績」に記載のとおり、売上高は55,168百万円(前期比7.9%増)、営業利益4,698百万円(前期比11.6%増)、経常利益3,791百万円(前期比16.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益2,836百万円(前期比49.4%増)となりました。

(4) 戦略的現状と見通し

当社グループは、「あらゆる市場で最も信頼される巻上げ(反重力)機器メーカーを目指す」ことをビジョンに掲げ、2017年3月期から2021年3月期までの、5カ年の中期経営計画を策定いたしました。

新しい中期経営計画においては「高収益体質への回帰」、「製品ポートフォリオ拡充による成長」、「真のグローバル企業への組織進化」の3つを経営目標とし、既存事業の生産性と効率を高めるとともに、製品分野と製品品揃えの拡充による事業の拡大をはかります。

利益とキャッシュ・フローを最大化することで、中長期的な営業利益とEBITDAを拡大し、EBITDAは、2016年3月期の74億円から、中期経営計画の最終年度である2021年3月期には130億円の実現を目指します。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フロー

当社グループの資金状況は、「(経営成績等の状況の概要)(3) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

資金需要

当社グループの資金需要のうち主なものは、製品製造のための材料及び部品の購入のほか、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用によるものであります。営業費用の主なものは人件費及び広告費等のマーケティング費用であります。

研究開発費

当社グループの研究開発費は、販売費及び一般管理費の一部として計上されておりますが、研究開発部門に携わる人件費が主要な部分を占めております。

借入金

当社グループは、取引金融機関と運転資金を対象としたコミットメントライン契約とシンジケートローン契約を締結しております。

2018年3月31日現在、運転資金を対象としたコミットメントライン契約による借入金残高は531百万円、シンジケートローン契約による借入金残高は14,007百万円であります。また、子会社の現地での借入金残高は975百万円であります。

財務政策

当社グループは、運転資金及び設備投資資金については借入金及び自己資金で賄っております。また、資金需要の高い子会社については外部からの借入も利用しております。

当社グループは、営業活動によるキャッシュ・フローを中心に財務の健全性に気を配りつつ、外部からの借入金も活用し資金需要を賄っていく予定であります。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 技術受入契約

会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社キトー (当社)	三菱電機 F A 産業機器株式会社	日本	新形ロープホイスト	共同開発	2006年1月5日から 2019年1月4日まで

- (注) 1 対価として、共同開発契約書に基づくロイヤリティを支払います。
2 契約期間満了前までに申し出がない場合は、1年間毎の自動更新となっており、有価証券報告書提出日現在自動更新しております。

(2) 当社と株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社(以下「貸付人」という。)との「コミットメントライン契約」の締結

当社(以下、「借入人」という。)は、2016年2月29日付で、貸付人と、株式会社三井住友銀行をエージェントとして、「コミットメントライン契約」を締結しております。

主な契約内容は、以下のとおりであります。

1. 契約の相手先 株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社
2. 貸付極度額 7,000百万円
3. 借入金額 本書提出日現在残高 百万円
4. 契約期間満了日 2019年3月29日
5. 主な借入人の義務 (1) 借入人及びその子会社の財産、経営等に重大な変化が発生した場合の報告、決算書等の報告。 (2) 借入により資産取得する場合の当該資産の担保提供の場合等を除き、書面による事前承諾なく、第三者に担保提供をしない。 (3) 書面による事前承諾なく、一部の貸付人に対する本契約上の債務を被担保債務の全部又は一部とする担保提供を行わない。 (4) 次の財務制限条項を遵守すること。 2016年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 + 自己株式の金額)を、(i)2015年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額、又は(ii)直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。 2016年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 - 非支配株主持分の金額 + 自己株式の金額)を、(i)2015年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額、又は(ii)直近の事業年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。 2016年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続として損失としないこと。

- (3) 当社と株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社(以下「貸付人」という。)との「シンジケートローン契約」の締結
当社(以下、「借入人」という。)は、2014年12月24日付で、貸付人と、株式会社三井住友銀行をエージェントとして、「シンジケートローン契約書」を締結しております。
主な契約内容は、以下のとおりであります。

1. 契約の相手先 株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社
2. 当初借入金額 118百万USドル
3. 借入金額 本書提出日現在残高 79百万USドル
4. 最終返済日 2025年1月27日
5. 主な借入人の義務 (1) 借入人及びその子会社の財産、経営等に重大な変化が発生した場合の報告、決算書等の報告。 (2) 借入により資産取得する場合の当該資産の担保提供の場合等を除き、書面による事前承諾なく、第三者に担保提供をしない。 (3) 書面による事前承諾なく、一部の貸付人に対する本契約上の債務を被担保債務の全部又は一部とする担保提供を行わない。 (4) 次の財務制限条項を遵守すること。 2015年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 + 自己株式の金額)を2014年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。 2015年3月期末日及びそれ以降の各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 - 非支配株主持分の金額 + 自己株式の金額)を、2014年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。 2015年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。

- (4) 当社と株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社(以下「貸付人」という。)との「シンジケートローン契約書」
当社(以下、「借入人」という。)は、2017年6月30日付で、貸付人と、株式会社三井住友銀行をエージェントとして、「シンジケートローン契約書」を締結しております。
主な契約内容は、以下のとおりであります。

1. 契約の相手先 株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社
2. 当初借入金額 5,400百万円
3. 借入金額 本書提出日現在残高 4,590百万円
4. 最終返済日 2022年7月29日
5. 主な借入人の義務 (1) 借入人及びその子会社の財産、経営等に重大な変化が発生した場合の報告、決算書等の報告。 (2) 借入により資産取得する場合の当該資産の担保提供の場合等を除き、書面による事前承諾なく、第三者に担保提供しない。 (3) 書面による事前承諾なく、一部の貸付人に対する本契約上の債務を被担保債務の全部又は一部とする担保提供を行わない。 (4) 次の財務制限条項を遵守すること。 各事業年度の末日における単体の貸借対照表から下記の計算式に基づき算出される自己資本を、 ()2017年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額、又は ()直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。 「自己資本」=「純資産の部の合計金額」-「新株予約権の金額」-「繰延ヘッジ損益の金額」+「自己株式の金額」 各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本を、()2017年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額、又は()直近の事業年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。 「連結自己資本」=「純資産の部の合計金額」-「新株予約権の金額」-「繰延ヘッジ損益の金額」-「非支配株主持分の金額」+「自己株式の金額」 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。

5 【研究開発活動】

(1) 研究開発活動の方針

当社グループは、マテリアル・ハンドリングの分野において、お客様に継続的な満足と感動を提供することを企業の存在価値とし、その目的達成のため、「品質」「価格」「顧客サービス」「革新」を追求し、研究開発活動においては、常に技術革新に努め、お客様に有益で、かつ独創的な製品の開発に精力的にチャレンジすることを方針としております。

(2) 研究開発体制

当社グループの研究開発体制は、当社研究開発部門が主体となり、テーマ内容により組織横断的な体制が必要となる場合にはプロジェクト体制をとる等、状況に応じた効率的な研究開発体制をとっております。開発テーマには、要素研究テーマと製品開発テーマがありますが、要素研究テーマは会社の将来を担う重要なものであり、製品のコア技術となるものを製品開発に先立って進めております。

(3) 研究開発の主な成果

当連結会計年度の研究開発活動は、現行基幹製品の徹底したコストパフォーマンスの向上と、将来の事業拡大を考慮した基礎・応用研究から製品開発・モデルチェンジまでを進めました。主な成果としまして、国内市場へは、「ロープホイストRY形」のダブルレール形、高い安全性と幅広い用途に対応する連結金具「キトーリフティングポイント」、また従来の無線システムに比べコンパクトになり、送信機の連続使用時間も大幅に向上した「キトー無線システムPKシリーズ」を発売しました。北米市場へは、「EQ形電気チェーンブロック」の三相及び単相電源用を発売しました。

当連結会計年度における研究開発費の総額は793百万円であり、日本で705百万円、米州で26百万円、中国で61百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は1,607百万円であり、日本においては、主に配電設備更新、金型更新等を中心に796百万円の投資等を行いました。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 提出会社

2018年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社工場 (山梨県中巨摩 郡昭和町)	日本	生産設備	2,202	1,752	983 (160,024)	54	379	5,371	408
	日本	その他の 設備	43	2	15 (2,688)		17	78	34
東京本社 (東京都新宿区)	日本	販売設備	23				6	29	67

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」、「建設仮勘定」の合計であります。
4 上記の他、主要な賃借設備の内容はありません。

(2) 在外子会社

2018年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
Harrington Hoists, Inc. (アメリカ合衆国 ペンシルバニア州)	米州	販売設備	245	156	92 (38,365)	83	578	260
Peerless Chain Co., Inc. (アメリカ合衆国 ミネソタ州)	米州	生産設備	115	1,657		57	1,830	311
江陰凱澄起重機械 有限公司 (中華人民共和国 江蘇省江陰市)	中国	生産設備	1,141	786		27	1,954	536
Kito Europe GmbH (ドイツ連邦共和国 デュッセルドルフ)	欧州	販売設備	4	13		14	32	47
SIAM KITO CO., LTD. (タイ王国 チョンブリ県)	アジア	生産設備	390	140	147 (32,592)	57	736	224
		賃貸不動産	144		124 (17,032)		269	
KITO KOREA CO., LTD. (大韓民国 京畿道城南市)	アジア	販売設備	203	42	160 (4,955)	2	409	48
PWB Anchor Ltd. (オーストラリア連 邦 ビクトリア州)	その他	生産設備	55	167		19	242	61

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。
2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」、「リース資産」、「建設仮勘定」の合計であります。
4 上記の他、主要な賃借設備の内容はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	94,000,000
計	94,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2018年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2018年6月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,048,200	27,048,200	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	27,048,200	27,048,200		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。
当該制度の内容は次のとおりであります。

(2009年6月24日定時株主総会及び取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを2009年6月24日開催の定時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第5回新株予約権	
決議年月日	2009年6月24日
新株予約権の数(個)	60
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社執行役員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000 (注)1・5・6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 537 (注)2・6
新株予約権の行使期間	2011年6月25日～2019年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 537 資本組入額 269 (注)6
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日における提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。

但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(2009年6月25日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

5 下記期日をもってストック・オプションが放棄されております。

2011年3月31日付

新株予約権放棄数	100個
新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数	普通株式100株

6 当社は2013年4月1日付にて普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

また、当社は2014年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

(2009年6月24日定時株主総会及び2010年5月25日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを2009年6月24日開催の定時株主総会及び2010年5月25日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第7回新株予約権	
決議年月日	2010年5月25日
新株予約権の数(個)	145
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社執行役員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,000 (注)1・5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 605 (注)2・5
新株予約権の行使期間	2012年5月26日～2020年5月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 605 資本組入額 303 (注)5
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日における提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。

但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(2010年5月26日。以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

5 当社は2013年4月1日付にて普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

また、当社は2014年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

(2010年6月24日定時株主総会及び2011年5月26日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを2010年6月24日開催の定時株主総会及び2011年5月26日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第9回新株予約権	
決議年月日	2011年5月26日
新株予約権の数(個)	50 [-]
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 7
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000 [-] (注)1・5・6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 391 (注)2・6
新株予約権の行使期間	2013年5月27日～2021年5月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 391 資本組入額 196 (注)6
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日における提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。
但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(2011年5月27日。以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

5 下記期日をもってストック・オプションが放棄されております。

2011年10月19日

新株予約権放棄数	100個
新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数	普通株式100株

2013年4月30日

新株予約権放棄数	100個
新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数	普通株式10,000株

2013年12月31日

新株予約権放棄数	50個
新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数	普通株式5,000株

6 当社は2013年4月1日付にて普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入いたしました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

また、当社は2014年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

(2012年6月22日定時株主総会及び2013年5月28日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを2012年6月22日開催の定時株主総会及び2013年5月28日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第10回新株予約権	
決議年月日	2013年5月28日
新株予約権の数(個)	100
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000 (注)1・5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 853 (注)2・5
新株予約権の行使期間	2015年5月29日～2023年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 853 資本組入額 427 (注)5
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日における提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。
但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(2013年5月29日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。
なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合、又は任期満了による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

5 当社は2014年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

(2013年6月20日定時株主総会及び2014年5月27日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを2013年6月20日開催の定時株主総会及び2014年5月27日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第11回新株予約権	
決議年月日	2014年5月27日
新株予約権の数(個)	300
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000 (注)1・5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,140 (注)2・5
新株予約権の行使期間	2016年5月28日～2024年5月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,140 資本組入額 570 (注)5
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日における提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。
但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(2014年5月28日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。
なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合、又は任期満了による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

5 当社は2014年10月1日付にて普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。それに伴い新株予約権の目的となる株式の数(株)、新株予約権の行使時の払込金額(円)、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)がそれぞれ変更されております。

(2014年6月24日定時株主総会決議及び2015年5月26日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、2014年6月24日開催の定時株主総会及び2015年5月26日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第12回新株予約権	
決議年月日	2015年5月26日
新株予約権の数(個)	50
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,252 (注)2
新株予約権の行使期間	2017年5月27日～2025年5月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,252 資本組入額 626
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日における提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。
但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(2015年5月27日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。
なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2015年6月23日定時株主総会決議及び2016年5月31日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、2015年6月23日開催の定時株主総会及び2016年5月31日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第13回新株予約権	
決議年月日	2016年5月31日
新株予約権の数(個)	100
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 3
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000 (注)1・5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 891 (注)2
新株予約権の行使期間	2018年6月1日～2026年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 891 資本組入額 446
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日における提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。
但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(2016年6月1日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。
なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

5 下記期日をもって、新株予約権が放棄されております。

2017年3月31日

新株予約権放棄数	200個
新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数	普通株式40,000株

2018年1月1日

新株予約権放棄数	100個
新株予約権放棄による放棄した株式の種類及び数	普通株式20,000株

(2016年6月21日定時株主総会決議及び2017年5月30日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、2016年6月21日開催の定時株主総会及び2017年5月30日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第14回新株予約権	
決議年月日	2017年5月30日
新株予約権の数(個)	500
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社執行役員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,206 (注)2
新株予約権の行使期間	2019年5月31日～2027年5月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,206 資本組入額 603
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2018年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日における提出日の前月末現在(2018年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。
但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(2017年5月31日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。
なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2017年6月21日定時株主総会決議及び2018年5月29日取締役会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、2017年6月21日開催の定時株主総会及び2018年5月29日開催の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第15回新株予約権	
決議年月日	2018年5月29日
新株予約権の数(個)	300
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,394 (注) 2
新株予約権の行使期間	2020年5月30日～2028年5月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,394 資本組入額 1,197
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。

但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(2018年5月30日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

- 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残

存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
 - (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
 - (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
 - (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権の取得事由及び条件
- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
 - (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(2018年6月21日定時株主総会決議)

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、2018年6月21日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	2018年6月21日
新株予約権の数(個)	1,000個を上限とする。
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役(社外取締役を除く)4名及び執行役員(人数は未定)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	未定(注)2
新株予約権の行使期間	付与決議の日から2年を経過した日から10年を経過するまでの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。

但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

- 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。

る。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。
- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。
- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
下記(注)4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2013年4月1日 (注)1	13,388,859	13,524,100	-	3,976	-	5,199
2014年10月1日 (注)2	13,524,100	27,048,200	-	3,976	-	5,199

(注) 1 2013年4月1日付をもって1株を100株に株式分割し、発行済株式総数が13,388,859株増加しており、発行済株式総数残高が13,524,100株となっております。

2 2014年10月1日付をもって1株を2株に株式分割し、発行済株式総数が13,524,100株増加しており、発行済株式総数残高が27,048,200株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2018年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		26	19	74	110	4	4,103	4,336	
所有株式数 (単元)		73,412	2,274	12,901	72,704	88	109,087	270,466	1,600
所有株式数 の割合(%)		27.142	0.840	4.769	26.881	0.032	40.332	100.00	

(注) 自己株式6,659,133株は、「個人その他」に66,591単元及び「単元未満株式の状況」に33株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2018年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カスト ディ業務部)	OGIER FIDUCIARY SERVICES, CAYMAN ISLAND LIMITED, 89 NEXUS WAY, CAMANA BAY, GRAND CAYMAN KYI 9007, CAYMAN ISLAND (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	2,019,500	9.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,573,800	7.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,309,200	6.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,188,200	5.83
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	225 LIBERTY STREET, NEW YORK, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1品川イン ターシティA棟)	794,800	3.90
株式会社YKキャピタル	山梨県甲府市古府中町6028-14	740,000	3.63
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	670,400	3.29
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク・エヌ・エイ東京 支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1, OSLO 0107 NORWAY (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	514,100	2.52
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株 式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号六本木 ヒルズ森タワー)	507,500	2.49
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海ア 일랜드トリトンスクエアオフィスタ ワーZ棟	476,400	2.34
計	-	9,793,900	48.04

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,497,400株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,573,800株
資産管理サービス信託銀行株式会社	476,400株

2 上記のほか当社所有の自己株式6,659,133株があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2018年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,659,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,387,500	203,875	
単元未満株式	普通株式 1,600		
発行済株式総数	27,048,200		
総株主の議決権		203,875	

【自己株式等】

2018年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社キトー	山梨県中巨摩郡昭和町 築地新居2000番地	6,659,100		6,659,100	24.62
計		6,659,100		6,659,100	24.62

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	74	0
当期間における取得自己株式	35	0

(注) 当期間における取得自己株式には、2018年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(ストック・オプションの行使に対する付与)	78,000	41	10,000	3
保有自己株式数	6,659,133		6,649,168	

(注) 当期間における取得自己株式には、2018年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対し、会社の業績を勘案した適正な利益還元に加え、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるために内部留保資金の充実を図ることが重要であると考えております。

この方針に従って、剰余金の配当は連結での配当性向20%以上を目処として、連結業績や財務状況を総合的に勘案の上決定し、配当水準の向上に努めてまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

また、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当連結会計年度の剰余金の配当につきましては、中間配当1株当たり15円に、期末配当1株当たり18円を加えた年間33円(連結配当性向23.7%)としております。

今後当社グループといたしましては、内部留保資金を活用しながら財務体質の一層の強化と世界的視野に立った事業展開を推進し、引き続き業績の拡大に邁進する所存であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

基準日が当連結会計年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2017年11月14日 取締役会決議	305	15.00
2018年6月21日 定時株主総会決議	367	18.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第70期	第71期	第72期	第73期	第74期
決算年月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月
最高(円)	2,368	3,065 1,412	1,335	1,346	2,184
最低(円)	910	1,845 1,082	681	696	1,016

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 は、株式分割(2014年10月1日付、1株につき2株の割合をもって分割)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2017年10月	11月	12月	2018年1月	2月	3月
最高(円)	1,506	1,752	1,835	1,899	2,184	2,116
最低(円)	1,368	1,452	1,603	1,778	1,552	1,806

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性10名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	社長執行役員	鬼頭 芳雄	1963年 6月4日	1988年11月 当社入社 1992年6月 取締役 1998年6月 常務取締役 1999年4月 専務取締役 2000年7月 専務取締役 専務執行役員 2005年4月 代表取締役副社長 副社長執行役員 2006年1月 代表取締役社長 社長執行役員 2011年11月 代表取締役社長 社長執行役員 国内営業本部長 2013年4月 代表取締役社長 社長執行役員 東アジア事業本部長 2013年12月 代表取締役社長 社長執行役員 東アジア事業本部長 兼 グローバルソ リューション本部長 2014年4月 代表取締役社長 社長執行役員 兼 グローバルソリューション本部長 2016年4月 代表取締役社長 社長執行役員兼 Chief Product Officer 2017年1月 代表取締役社長 社長執行役員(現任) (他の法人等の代表状況) 2006年1月 江陰凱澄起重機械有限公司 董事長 2018年4月 KITO Americas, Inc./ Director	(注) 3	162,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	
取締役 副社長	副社長執行役員 Co-Chief Market Officer	Edward W. Hunter	1965年 7月3日	2004年5月	当社関係会社ハーリントン・ホイスト・インコーポレイテッド入社 取締役社長	(注) 3	40,000
				2008年4月	当社入社 執行役員 兼 当社関係会社キトー・アメリカズ・インコーポレイテッド取締役社長 兼 ハーリントン・ホイスト・インコーポレイテッド取締役社長		
				2011年4月	当社常務執行役員米州事業管掌 兼 米州事業本部長 兼 当社関係会社キトー・アメリカズ・インコーポレイテッド取締役社長 兼 関係会社ハーリントン・ホイスト・インコーポレイテッド取締役社長 当社常務執行役員米州・EMEA事業管掌 兼 米州・EMEA事業本部長 兼 当社関係会社キトー・アメリカズ・インコーポレイテッド取締役社長 兼 関係会社ハーリントン・ホイスト・インコーポレイテッド取締役社長		
				2013年4月	当社常務執行役員米州・EMEA事業管掌 兼 米州・EMEA事業本部長 兼 当社関係会社キトー・アメリカズ・インコーポレイテッド取締役社長 兼 関係会社ハーリントン・ホイスト・インコーポレイテッド取締役社長		
				2016年4月	当社副社長執行役員 Co-Chief Market Officer 兼 KITO Americas, Inc./ Director 兼 Harrington Hoists, Inc. / Director 兼 PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. / Chairman & Director 兼 Peerless Chain Co., Inc. / Chairman & Director		
				2016年6月	当社取締役副社長 副社長執行役員 Co-Chief Market Officer 兼 KITO Americas, Inc./ Director 兼 Harrington Hoists, Inc. / Director 兼 PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. / Chairman & Director 兼 Peerless Chain Co., Inc. / Chairman & Director		
				2018年1月	当社取締役副社長 副社長執行役員 Co-Chief Market Officer 兼 KITO Americas, Inc./ Director 兼 Harrington Hoists, Inc. / Director 兼 PEERLESS INDUSTRIAL GROUP, INC. / Chairman & Director 兼 Peerless Chain Co., Inc. / Chairman & Director 兼 ERIKKILA OY/ Director		
				2018年4月	当社取締役副社長 副社長執行役員 Co-Chief Market Officer 兼 KITO Americas, Inc./ Chairman 兼 ERIKKILA OY/ Director(現任)		
				(他の法人等の代表状況)			
				2018年4月	KITO Americas, Inc./ Chairman ERIKKILA OY/ Director		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	
常務取締役	常務執行役員 Chief Quality Officer Chief Manufacturing Officer 兼 品質保証本部長	譲原 経男	1957年 12月26日	1980年4月 2007年4月	当社入社 執行役員 技術開発副本部長 兼 開発部長	(注) 3	25,600
				2009年4月	執行役員 技術開発本部長 兼 開発部長		
				2009年10月	執行役員 技術開発本部長 兼 製造副本部長 兼 開発部長		
				2010年4月	執行役員 技術開発本部長 兼 製造本部長 兼 開発部長		
				2010年6月	取締役 執行役員 技術開発本部長 兼 製造本部長 兼 開発部長		
				2011年4月	常務取締役 常務執行役員 グローバル生産・品質保証・技術開発 本部管掌 兼 技術開発本部長		
				2013年4月	常務取締役 常務執行役員 グローバル生産・品質保証・技術開発 本部管掌 兼 調達本部長		
				2013年12月	常務取締役 常務執行役員 グローバル生産・品質保証管掌		
				2015年4月	常務取締役 常務執行役員 グローバル生産・品質保証管掌 兼 調達本部長		
				2016年4月	常務取締役 常務執行役員 Chief Quality Officer 兼 品質保証本部長		
				2017年4月	常務取締役 常務執行役員 Chief Quality Officer、Chief Manufacturing Officer 兼 品質保証本部長 兼 調達本部長		
				2018年4月	常務取締役 常務執行役員 Chief Quality Officer Chief Manufacturing Officer 兼 品質保証本部長(現任)		
				(他の法人等の代表状況)			
				2011年4月	江陰凱澄起重機械有限公司 董事		

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	
常務取締役	常務執行役員 Chief Financial Officer 財務管理本部長	遅澤 茂樹	1962年 10月12日	1985年4月 2008年7月 2011年4月 2012年1月	当社入社 経営企画部長 執行役員経営企画室長 兼 経営管理本部副本部長	(注) 3	35,000
				2012年4月	執行役員経営企画室長 兼 経営管理本部長		
				2012年6月	取締役執行役員経営企画室長 兼 経営管理本部長		
				2016年4月	取締役執行役員 経営管理本部長 兼 法務室長		
				2016年6月	取締役退任 執行役員経営管理本部長 兼 法務室長		
				2017年4月	常務執行役員 Chief Financial Officer 財務管理本部長 兼 事業戦略本部長		
				2017年10月	常務執行役員 Chief Financial Officer 財務管理本部長		
				2018年6月	常務取締役 常務執行役員 Chief Financial Officer 財務管理本部長(現任)		
				(他の法人等の代表状況)			
				2015年3月	KITO PHILIPPINES, INC./Chairman & President		
2015年6月	KITO HOISTS & CRANES ASIA PTE. LTD./Director						

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役		淡輪 敬三	1952年 9月19日	1978年4月 1987年7月 1993年7月 1997年7月 2007年2月 2013年7月 2014年7月 2016年1月 2016年2月	日本鋼管株式会社入社 マッキンゼー・アンド・カンパニー・ インク・ジャパン入社 同社 パートナー ワトソンワイアット株式会社(現 タ ワーズワトソン株式会社)代表取締役 社長 当社取締役(現任) タワーズワトソン株式会社取締役会長 タワーズワトソン株式会社シニアアド バイザー タワーズワトソン株式会社 退社 株式会社ビービット 顧問(現任)	(注)3	56,200
取締役		中村 克己	1953年 6月23日	1978年4月 2000年1月 2001年4月 2003年7月 2008年5月 2009年6月 2013年6月 2014年6月 2015年6月 2016年6月 2017年6月	日産自動車株式会社入社 同社プログラム管理室 プログラムディレクター 同社常務執行役員 東風汽車有限公司総裁 ルノー社EVP ルノー社EVP兼日産自動車株式会社取 締役 カルソニックカンセイ株式会社取締役 会長 日産自動車株式会社取締役 退任 稲畑産業株式会社社外取締役(現任) カルソニックカンセイ株式会社会長 関西エアポート株式会社 社外取締役 (現任) 当社取締役(現任) カルソニックカンセイ株式会社会長 (退任)	(注)3	—
取締役		平井 孝志	1965年 2月24日	1989年4月 1997年7月 2000年3月 2001年4月 2003年9月 2014年9月 2015年4月 2017年2月 2017年3月 2017年6月	ベイン・アンド・カンパニー・ジャパ ン・インコーポレイテッド入社(シニ アコンサルタント) デル株式会社法人マーケティング・ ディレクター 株式会社クレイフィッシュ取締役チー フ・マーケティング・オフィサー スターバックスコーヒージャパン株式 会社経営企画部門長/オフィサー 株式会社ローランド・ベルガー執行役 員シニアパートナー 慶應義塾大学大学院経営管理研究科特 別招聘教授(現任) 早稲田大学大学院経営管理研究科客員 教授(現任) 株式会社ローランド・ベルガー執行役 員シニアパートナー退任 筑波大学大学院 ビジネスサイエンス 系 国際経営プロフェッショナル専攻 教授(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	800

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		米山 健太郎	1958年 4月14日	1981年4月 2006年8月 2011年4月 2015年4月 2015年6月	当社入社 内部監査室 室長 人事総務部 部長 監査役付 部長 当社常勤監査役(現任)	(注)4	13,900
監査役		安永 雅俊	1952年 4月14日	1984年4月 1988年8月 1991年10月 1994年12月 1995年1月 2007年2月	弁護士登録 長島・大野法律事務所(現 長島・大野・常松法律事務所)入所 イリノイ大学カレッジ・オブ・ローに留学 長島・大野法律事務所(現 長島・大野・常松法律事務所)復帰 畠澤 若井 法律事務所(現 畠澤 若井 安永 法律事務所)入所 同社 パートナー(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)4	18,700
監査役		濱田 清仁	1957年 11月30日	1985年10月 1989年4月 1997年2月 1998年2月 1998年4月 2007年6月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 公認会計士登録 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)退所 税理士登録 よつば総合会計事務所開設 パートナー就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)4	5,600
計							358,300

- (注) 1 取締役 淡輪敬三、中村克己及び平井孝志の各氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役 安永雅俊及び濱田清仁の各氏は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、2018年6月21日開催の定時株主総会から、2019年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、2015年6月23日開催の定時株主総会から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は次の16名であります。

地位	氏名	担当
社長執行役員	鬼頭 芳雄	Chief Executive Officer
副社長執行役員	Edward W. Hunter	Co-Chief Market Officer
専務執行役員	宮脇 彰秀	-
常務執行役員	譲原 経男	Chief Quality Officer Chief Manufacturing Officer 品質保証本部長
常務執行役員	黄 瓏琳	Co-Chief Market Officer 中国事業本部長
常務執行役員	遅澤 茂樹	Chief Financial Officer 財務管理本部長
常務執行役員	堀内 守	アジア事業本部長
執行役員	河野 俊雄	調達本部長
執行役員	Martin Rothe	EMEA事業本部長
執行役員	石川 一光	技術開発本部長 兼 開発第一部長
執行役員	早川 公明	ホイスト製造本部長
執行役員	山田 浩	チェーン製造本部長
執行役員	Scott D. Miller	PCHプロダクト担当
執行役員	森田 義雄	地域事業管理部管掌
執行役員	Carlo Lonardi	米州事業本部長
執行役員	Marc Premont	米州事業本部副本部長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

すべてのお客様に、満足と感動を提供することを当社の存在価値と認識し、法令遵守に基づくキトー・コンプライアンス・マニュアル(企業倫理規範)を企業倫理の基本として、変動する社会、経済環境に対応した健全な意思決定を通じて株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つと位置づけております。

その上で、コーポレート・ガバナンスの充実のために、株主総会の充実、取締役会の改革、監査役の監査機能の強化、適時開示体制の強化等に取り組んでおります。

企業統治の体制

イ 企業統治の体制の概要

当社の取締役会は、有価証券報告書提出日現在取締役7名で構成されております。取締役7名のうち、3名は社外取締役で独立役員として選任されており、当社の重要事項に関する意思決定を行っております。また、当社は、意思決定・監督機能と業務執行の分離による機動的な業務執行を図るため、執行役員制度(執行役員16名、うち、取締役兼務者4名)を導入しており、取締役会は社長以下の執行役員を選任し、各執行役員の業務執行を監督しております。更に、当社は、取締役会の諮問機関として、取締役5名で構成される指名報酬委員会を設置しております。取締役5名のうち、社外取締役3名を選任し、当委員会の独立性及び中立性を確保しつつ、業務執行結果を評価し、人事に反映することで取締役会による業務執行の監督者としての役割・責務を果たす経営形態を採用しております。

- ・取締役会は、原則月1回開催するほか、重要な決定事項等が生じた場合は必要に応じ臨時取締役会を開催しており、迅速かつ的確な経営判断が実施できる体制となっております。

当社取締役会は、当社グループの最高意思決定機関と位置づけられており、グループにかかる重要な意思決定は当社取締役会を通じて行い、グループ全体の統制を図っております。

また、代表取締役は具体的な職務執行状況について、毎月報告を行っております。

- ・執行役員会は、重要事項を詳細に審議し、各本部業務の総合調整と業務執行の意思統一を図ることを目的として、社長以下執行役員により、毎月取締役会開催前に開催しております。

また、各執行役員は「職務分掌・権限規則」及び「決裁権限規則」にて定められた職務分掌及び権限に従い、業務執行を行っております。

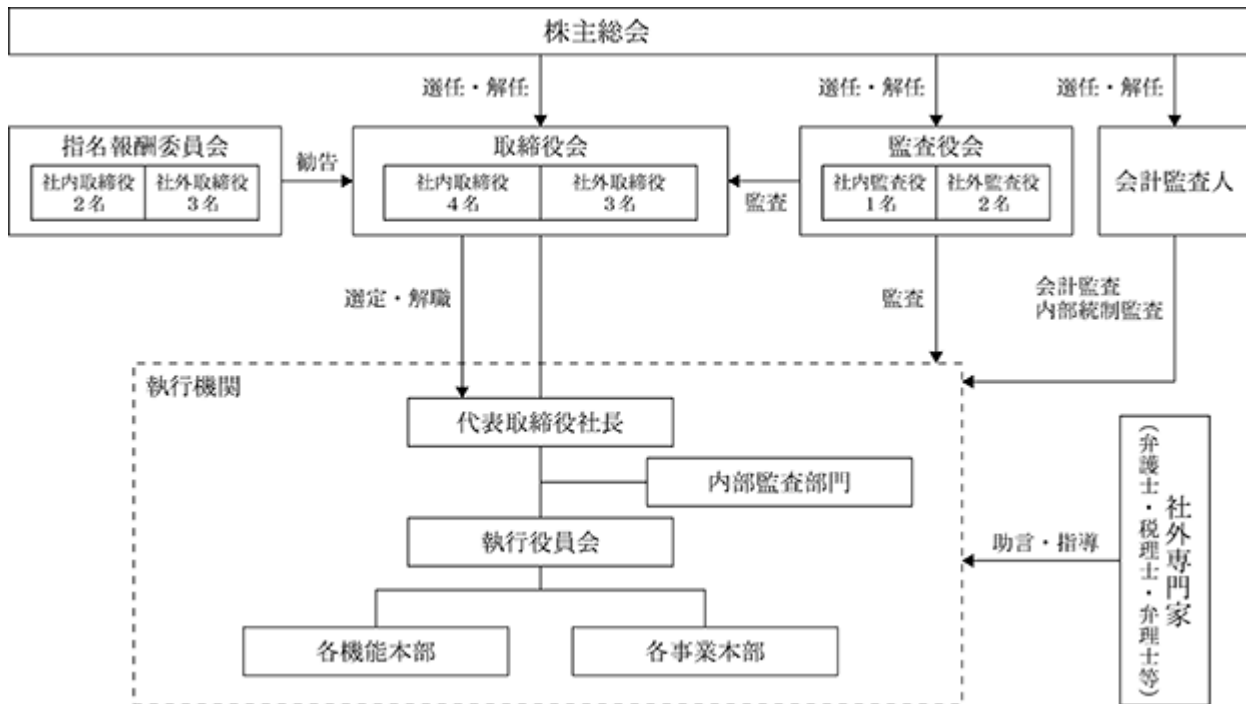
- ・指名報酬委員会は、取締役、監査役、執行役員及び子会社役員の候補者選任・解任・解職に係る事項並びに取締役、執行役員及び子会社役員の報酬等の内容に関して透明性及び公正性を向上させることを目的として、取締役会の諮問機関として、必要の都度、審議し取締役会に対し勧告を行っております。

当社は監査役制度を採用しており、有価証券報告書提出日現在常勤監査役1名、社外監査役2名の3名で監査役会を構成しております。

ロ 企業統治の体制を採用する理由

当社における企業統治の体制は、監査役設置会社であり、取締役会による業務執行の監督及び監視機能と監査役会による監査機能を有しております。それを、社外取締役と監査役会等の連携により強化しております。

製造業の経営経験者や戦略・経営コンサルタントとして製造業を始め各種業界について精通している社外取締役が経営者の見地から当社の業務執行を監督し、また、会計・法務等専門の見地を有する社外監査役及び当社出身の常勤監査役が内部監査部門である内部監査室等と連携して監査を行うことにより業務執行の適正性を確保していると考えているため、当社のコーポレート・ガバナンス体制として、次の概要図の体制を採用しております。



八 その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会において、経営の方針、計画、戦略等が決定され、これに基づく執行役員の職務の執行についてより実効性を高めるための内部統制システムの整備、運用を行っております。具体的には、組織管理、予算統制、業務分掌、職務権限等に関する規程の整備・運用を通して、迅速かつ的確な業務執行を実践するための内部統制システムを運営しております。

また、業務執行状況については、取締役会等での進捗管理のほか、監査役及び内部監査室が監査を定期的実施しており、執行役員及び各部署長は、適宜、監査結果に対する改善計画を策定し実施しております。

・リスク管理体制の整備の状況

製造会社にとって潜在的に大きなリスク要因となりうる環境・品質・安全等の分野においては、社内にISO規格及び労働安全衛生法に定められたそれぞれの委員会を運営しております。環境と品質については、それぞれの委員会の指定する社員がISO監査委員となり、定期的に監査を実施しており、安全については、毎月1回以上の委員による安全巡視を行っております。環境と品質の監査結果及び安全衛生活動の状況については、監査役にも報告しております。

・提出会社の子会社の業務の適正を確保する為の体制整備の状況

当社は、グループとしての統一的事业戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため、当社及び子会社による稟議事項を規定する「グローバル決裁権限規則」及び子会社の取締役等からの事前稟議事項及び報告事項を規定する「関係会社管理規則」を制定し、両規則による稟議・報告体制を整備し、両規則に則った経営を推進しております。また、関係会社管理規則により、業績については、定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築しております。

さらに、当社は、リスク管理に関する基本規定(「リスク管理規定」)を制定し、これを当社グループのリスク管理に関する最上位規範として位置づけて、リスク管理事項を分掌する役員を任命するほか、リスク管理体制の当社主管部門として、法務担当部署を当社及び子会社のリスク管理事務局として定めて、リスク管理を推進することとしており、当社グループのリスク管理については、早急に体制整備と運用を行うこととしています。

このほか、当社内部監査室は、当社及び子会社の当該部署におけるリスク管理の状況に関して定期的な監査を行っております。また、当社グループの取締役等、監査役(子会社でこれに相当する地位にある者を含む)又は使用人は、当社監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合、その内容を速やかに報告する体制としており、その上、当社グループの内部通報制度については、2015年度に体制整備・運用を開始し、新規に株式取得した子会社にも展開しております。

二 責任限定契約の内容の概要

当社では、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任を同法第425条及び第426条に規定する限度において免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

加えて、当社は、2015年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」(2014年法律第90号)が施行されたことに伴い、定款を、取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く)及び監査役との間でも責任限定契約を締結することができるよう改定し、2015年6月23日付にて変更しております。

内部監査及び監査役監査

当社の内部監査組織は、代表取締役社長直轄の専従組織として内部監査室を設置しており、4名の体制としております。また、監査役監査の組織は、常勤監査役1名、社外監査役2名の3名で構成される監査役会としております。

社外監査役2名のうち1名は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

また、社外監査役のもう1名は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、法務的観点から監査体制の強化を図るため、当社の独立役員として選任しております。

イ 内部監査の状況

内部監査室は、財務報告に関する内部統制状況の内部監査を含めて、当社及び関係会社の経営に関する各種執行活動の各種基準等への準拠性及び業務の執行管理全般に関する内部監査を行い、当社並びに関係会社の業務の改善・経営の効率化を図っております。

内部監査担当者は、年間の計画に基づき監査を実施し、改善要求に対する被監査部門の取組状況の確認を行っております。

ロ 監査役監査の状況

各監査役は、監査役会で決定された監査役監査計画に基づき監査を行うと共に、取締役会や執行役員会等の重要な会議へ出席し意見を述べる他、取締役の職務執行に関して厳正な監督・監査を行っており、取締役からの直接の聴取、重要書類の閲覧を行う等、取締役の業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証しております。

また、効率的な監査、高水準の監査を遂行するため、定例監査役会を開催し、策定した監査役監査計画、監査の実施状況、監査結果等を検証しております。

更に、監査役は、ISO規格による環境及び品質に関する委員会の当社が資格付与した内部監査員による内部監査結果について、それぞれの委員会から報告を受けると共に、内部監査室の内部監査結果並びに会計監査人の監査終了後の監査実施概要及び監査結果についても、報告を受けております。

八 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携、監査と内部統制部門との関係

内部監査室の内部監査結果は、会計監査人並びに監査役とも共有し、また、監査役は会計監査人と意見の交換、情報の聴取等を行い、必要に応じ監査に立ち会うなど、連携を図っております。また、内部監査室及び監査役は、会計監査人による監査結果を四半期毎に報告を受けております。

内部監査結果及び監査役監査結果は、内部統制部門である総務及び法務担当部署等にもフィードバックされ、社内の内部統制ルールの見直し等に繋げております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は3名であります。また、社外監査役は2名であります。

- イ 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係
 - ・社外取締役及び社外監査役個人と当社との、人的關係、資本的關係及び取引はございません。
 - ・社外取締役及び社外監査役の当社所有株式数は、当報告書の「5 役員の状況」に記載しているため、省略しております。

- ロ 社外取締役及び社外監査役が当社のコーポレート・ガバナンスにおいて果たす機能及び役割

社外取締役 淡輪敬三氏は、経営コンサルタント及び経営者としての豊富な経験を有していること、またこれに加え他社での社外取締役・社外監査役としての経験から、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・経歴を当社の経営に反映して頂くために、当社の社外取締役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」の一般株主と利益相反取引が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。毎月開催の取締役会に出席し、適切な助言、提言等を適宜行っております。

社外取締役 中村克己氏は、グローバル化の進展した自動車業界において、長年技術者・経営者として活躍してこられましたので、更なるグローバル化を目指す当社にとり同氏の知見及びモノづくりでの経験はきわめて有益と考え、また公正かつ客観的な意思決定と監督の確保のため、同氏を当社の社外取締役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」の一般株主と利益相反取引が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。毎月開催の取締役会に出席し、適切な助言、提言等を適宜行っております。

社外取締役 平井孝志氏は、国際的に展開するコンサルティング・ファームにおける長年のコンサルタントとしての経験、及び日米の事業会社における経営陣としての経験を兼有しており、さらには経営大学院における国際経営プロフェッショナル育成の経験から、同氏は、当社における戦略の立案と推進及び監督に必要と考え、当社の社外取締役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」の一般株主と利益相反取引が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。

社外監査役 安永雅俊氏は、当社社外監査役として11年4ヵ月の実績を有しており、かつ国内外における弁護士活動の豊富な経験、知識が当社の監査機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実が図られるものと考え、当社の社外監査役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」の一般株主と利益相反取引が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。

社外監査役 濱田清仁氏は、当社社外監査役として11年間の実績を有しており、かつ公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、その専門性を、当社の業務執行の適法性確保のために活用して頂くために、当社の社外監査役に選任しております。また、株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」の一般株主と利益相反取引が生じるおそれがないことから、独立役員に選任しております。

社外監査役は、取締役会に出席すると共に、監査役会で取締役の業務執行状況を常勤監査役から聴取し、取締役の業務執行状況を監査しております。

- ハ 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する当社の考え方

当社は、2015年11月に「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定め、その中に「社外取締役の独立性に関する基準」を規定しております。社外取締役又は社外監査役の選任に当たり、「社外取締役の独立性に関する基準」に照らし、会社法上の要件充足及び株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことは当然のことながら、役員の経歴、人柄、能力、年齢及び当社の事業展開に対する積極的な提言や問題提起を期待することができるか否かといった観点等を総合的に判断して、適任者をその都度決定しております。

当社では、独立役員の選任に当たり、株式会社東京証券取引所が規定する「独立性に関する判断基準」を厳格に適用しておりますが、これは、独立役員の役割を当社なりに厳格に考え、特定の利害関係者から中立的に判断することが求められる局面で、独立性について一切問題ないという観点で厳選しております。

二 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、前述のとおり、毎月開催の取締役会に出席し、経営の監督を行っている他に、年1回、社長と共に、社外取締役を除く取締役報酬の業績連動部分について、評価し報酬額の算定をしております。

社外監査役は、前述のとおり、毎月開催の取締役会に出席し、取締役の職務執行に関して厳正な監査を行っております。また、監査役会に出席し、監査役監査、内部監査室による内部監査の状況を共有すると共に、会計監査人の監査計画を把握し、会計監査人の監査体制及び監査の方法並びに国内外の子会社の内部統制状況、監査結果等について説明を受けております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査による指摘内容は、内部統制部門である総務及び法務担当部署等にもフィードバックされ、社内の内部統制ルールの見直し等に繋げております。

当社役員報酬等

2018年3月期における当社の取締役及び監査役に支払った報酬等の額は次のとおりです。

イ 役員報酬

区分	支払人員数	報酬等の種別	金額(百万円)
取締役 (社外取締役を除く。)	4 名	基本報酬	130
		賞与	
		ストック・オプション	6
		退職慰労引当金繰入額	21
		合計	158
監査役 (社外監査役を除く。)	1 名	基本報酬	14
		賞与	
		ストック・オプション	
		退職慰労引当金繰入額	
		合計	14
社外役員	6 名	基本報酬	36
		賞与	
		ストック・オプション	
		退職慰労引当金繰入額	
		合計	36
総計	11 名	基本報酬	180
		賞与	
		ストック・オプション	6
		退職慰労引当金繰入額	21
		総額	208

- (注) 1 取締役報酬年額300百万円(うち社外取締役30百万円)以内、監査役報酬年額80百万円以内(2007年6月26日開催の定時株主総会において決議されました。)
- 2 2018年3月31日現在の人員は、取締役7名、監査役3名であります。上記取締役及び監査役の支給人員には、2017年6月21日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
- 3 取締役には、基本報酬及び役員賞与を支給しております。また、役員退職慰労金を引当計上しております。なお、役員賞与については、2013年4月から、業績年俸額として年俸制に切り替え、基準額を業績年俸額に組み込んでいますが、その基準額に対し、業績評価による過不足があれば、一時金として、翌年度に精算することに変更しております。
- 4 上記取締役の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額21百万円が含まれておりません。

- 5 退任取締役の役員退職慰労金のうち、社外取締役については、2012年9月1日付にて廃止しております。又、退任監査役の役員退職慰労金のうち、社外監査役については、2012年9月1日付、社内監査役については、2015年7月1日付にて、それぞれ廃止しております。
- 6 役員ごとの報酬等の総額については、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
- 7 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

□ 役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定の方針

<p>役員の報酬制度の基本方針</p>
<p>1) 役員報酬を当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための重要な手段の一つとして位置づけます。</p>
<p>2) 社外取締役を除く取締役及び執行役員の報酬には、連結業績目標の達成度及び各役員の業績への寄与度等を反映し、かつ地位・責任が上位の者ほど全報酬に占める業績連動報酬の割合を大きなものとします。</p>
<p>3) 社外取締役が過半数を占める任意の委員会である指名報酬委員会において、取締役及び執行役員の報酬を審議し取締役会に勧告することで、その透明性・客観性を確保します。</p>
<p>報酬体系</p>
<p>1) 社外取締役を除く取締役及び執行役員の報酬は、固定報酬として支給する基本報酬と、業績に連動する年次賞与、及び同じく業績に連動する退職慰労金により構成しております。社外取締役の報酬は、その役割に鑑み固定報酬のみとしております。</p>
<p>2) 基本報酬の報酬水準について、外部データベース等に基づき、当社の企業規模、並びに役員が果たすべき職責等を総合的に勘案し、適切な水準に決定しております。</p>
<p>業績連動の仕組み</p>
<p>1) 年次賞与は、まず役位毎に基本報酬の25～50%程度の標準額を算定します。その上で、評価指標として当社連結売上高及びEBITDA(税引前利益に、特別損益、支払利息、及び減価償却費を加算した額)を用い、各人の目標達成度及び当社業績への寄与度等を総合的に評価し、標準額に対して0～200%変動させた金額を決定することとしております。 なお、年次賞与については、2013年4月から、業績年俸額として年俸制に切り替え、基準額を基本報酬に組み込んでいますが、その基準額に対し、業績評価による過不足があれば、一時金として、翌年度に精算することに変更しております。</p>
<p>2) 退職慰労金は、役位毎に基本報酬の10～25%程度の年次標準積立額を算定します。その上で、同様に評価指標として当社連結売上高及びEBITDAを用い、各人の目標達成度及び当社業績への寄与度等を総合的に評価し、標準積立額に対して50～200%変動させた引当金を毎年積み立てます。</p>
<p>報酬の決定方法</p>
<p>1) コーポレートガバナンスの観点から、社外取締役が過半数を占める任意の委員会である指名報酬委員会において、取締役及び執行役員の報酬を審議し取締役会に勧告することで、その透明性・客観性を確保しております。</p>
<p>2) 上記指名報酬委員会の勧告に基づき、取締役会にて審議・承認することとしております。</p>

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

□ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況及び顧問弁護士等専門家による助言・指導

イ 会計監査の状況

会計監査については、PwCあらた有限責任監査法人と契約を締結し、会計監査を受けております。2018年3月期において会計監査業務を執行した公認会計士は、山本昌弘氏及び市原順二氏の両氏であり、PwCあらた有限責任監査法人に所属しております。

また、会計監査業務に係る補助者は公認会計士5名、その他18名であります。また、会計監査人、監査役及び内部監査室の間では、それぞれが行う監査結果の情報共有を積極的に行っております。

ロ 顧問弁護士等専門家による助言・指導

顧問弁護士とは顧問契約に基づき、必要に応じ適宜アドバイスを受けております。その他、税務関連業務や知的財産関連業務に関しましても、外部専門家と契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ロ 取締役等の損害賠償責任の一部免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

ハ 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当については、継続的・安定的な利益還元を行うために、期末決算を経て行なわれる配当と合わせて、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当ができる旨を定款に定めております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	51	8	71	
連結子会社				
計	51	8	71	

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社の連結子会社24社のうち21社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している、プライスウォーターハウスクーパースに属する会計事務所に対して、当連結会計年度において、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

当連結会計年度

当社の連結子会社24社のうち21社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属している、プライスウォーターハウスクーパースに属する会計事務所に対して、当連結会計年度において、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「基幹システム導入に係るアドバイザー業務」等であります。

当連結会計年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査日数・当社の規模・業務の特性等の要素を勘案し決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナー等へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,069	10,780
受取手形及び売掛金	11,139	11,447
商品及び製品	12,130	12,209
仕掛品	2,019	1,815
原材料及び貯蔵品	1,251	1,478
繰延税金資産	1,099	1,155
その他	1,309	1,287
貸倒引当金	60	43
流動資産合計	37,960	40,130
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	10,560	10,833
減価償却累計額	6,052	6,359
建物及び構築物（純額）	4,507	4,473
機械装置及び運搬具	18,179	18,403
減価償却累計額	12,955	13,579
機械装置及び運搬具（純額）	5,224	4,823
土地	1,484	1,497
建設仮勘定	266	284
その他	6,162	6,264
減価償却累計額	5,697	5,795
その他（純額）	465	469
有形固定資産合計	11,948	11,549
無形固定資産		
のれん	2,363	1,926
ソフトウエア	1,731	1,705
その他	3,564	3,209
無形固定資産合計	7,658	6,841
投資その他の資産		
投資有価証券	4 739	4 1,312
繰延税金資産	598	572
退職給付に係る資産	28	81
その他	1,203	1,366
投資その他の資産合計	2,569	3,332
固定資産合計	22,177	21,724
資産合計	60,137	61,854

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,438	1 6,143
短期借入金	6,730	2 1,506
1年内返済予定の長期借入金	3 3,149	3 4,212
未払費用	2,411	1 2,949
未払法人税等	128	795
賞与引当金	601	803
製品保証引当金	34	33
返品調整引当金	309	290
その他	1,221	1 1,884
流動負債合計	20,023	18,619
固定負債		
長期借入金	3 14,298	3 15,731
役員退職慰労引当金	190	211
退職給付に係る負債	2,441	2,407
繰延税金負債	1,795	1,083
その他	147	103
固定負債合計	18,874	19,537
負債合計	38,897	38,157
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,976	3,976
資本剰余金	5,226	5,210
利益剰余金	16,427	18,674
自己株式	5,816	5,749
株主資本合計	19,814	22,111
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延ヘッジ損益	33	106
為替換算調整勘定	847	724
退職給付に係る調整累計額	351	228
その他の包括利益累計額合計	529	602
新株予約権	45	48
非支配株主持分	850	935
純資産合計	21,239	23,697
負債純資産合計	60,137	61,854

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)
売上高	51,141	55,168
売上原価	² 32,172	35,286
売上総利益	18,968	19,881
販売費及び一般管理費		
販売費	10,631	11,440
一般管理費	² 4,128	² 3,742
販売費及び一般管理費合計	¹ 14,759	¹ 15,182
営業利益	4,208	4,698
営業外収益		
受取利息	20	29
受取賃貸料	32	31
作業くず売却益	34	52
債務時効益	20	
その他	91	90
営業外収益合計	199	204
営業外費用		
支払利息	392	395
持分法による投資損失	422	245
為替差損	118	212
その他	225	257
営業外費用合計	1,158	1,111
経常利益	3,249	3,791
特別利益		
負ののれん発生益	489	
特別利益合計	489	
特別損失		
減損損失	³ 161	
特別損失合計	161	
税金等調整前当期純利益	3,578	3,791
法人税、住民税及び事業税	1,106	1,124
法人税等調整額	589	278
法人税等合計	1,695	845
当期純利益	1,882	2,945
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	15	109
親会社株主に帰属する当期純利益	1,897	2,836

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)
当期純利益	1,882	2,945
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延ヘッジ損益	166	72
為替換算調整勘定	660	160
退職給付に係る調整額	144	122
持分法適用会社に対する持分相当額	77	74
その他の包括利益合計	1,426	1,109
包括利益	1,456	3,054
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,544	2,908
非支配株主に係る包括利益	87	146

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	3,976	5,226	15,279	354	24,128	0	132
当期変動額							
剰余金の配当			652		652		
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,897		1,897		
自己株式の取得				5,462	5,462		
自己株式の処分							
持分法の適用範囲の 変動			98		98		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						0	166
当期変動額合計			1,147	5,462	4,314	0	166
当期末残高	3,976	5,226	16,427	5,816	19,814	0	33

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,512	496	883	36	991	26,040
当期変動額						
剰余金の配当						652
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,897
自己株式の取得						5,462
自己株式の処分						
持分法の適用範囲の 変動						98
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	665	144	353	8	141	486
当期変動額合計	665	144	353	8	141	4,800
当期末残高	847	351	529	45	850	21,239

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	3,976	5,226	16,427	5,816	19,814	0	33
当期変動額							
剰余金の配当			589		589		
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,836		2,836		
自己株式の取得				0	0		
自己株式の処分		16		67	51		
持分法の適用範囲の 変動							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						0	72
当期変動額合計		16	2,246	67	2,297	0	72
当期末残高	3,976	5,210	18,674	5,749	22,111	0	106

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	847	351	529	45	850	21,239
当期変動額						
剰余金の配当						589
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,836
自己株式の取得						0
自己株式の処分						51
持分法の適用範囲の 変動						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	122	122	72	2	84	160
当期変動額合計	122	122	72	2	84	2,457
当期末残高	724	228	602	48	935	23,697

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,578	3,791
減価償却費	1,792	2,116
減損損失	161	
のれん償却額	338	327
負ののれん発生益	489	
貸倒引当金の増減額(は減少)	8	17
賞与引当金の増減額(は減少)	115	138
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	13	21
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	80	86
受取利息及び受取配当金	20	29
支払利息	392	395
持分法による投資損益(は益)	422	245
固定資産除却損	10	17
固定資産売却損益(は益)	4	5
売上債権の増減額(は増加)	633	441
たな卸資産の増減額(は増加)	855	445
未収入金の増減額(は増加)	64	36
前払費用の増減額(は増加)	152	13
仕入債務の増減額(は減少)	0	732
未払費用の増減額(は減少)	413	717
前受金の増減額(は減少)	322	354
その他	199	91
小計	6,021	8,073
利息及び配当金の受取額	20	29
利息の支払額	397	386
法人税等の支払額	1,662	672
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,981	7,044
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,740	1,030
有形固定資産の売却による収入	58	27
無形固定資産の取得による支出	653	380
関係会社株式の取得による支出		498
関係会社出資金の払込による支出		178
差入保証金の回収による収入	7	16
投資その他の資産の増減額(は増加)	160	134
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	2	33
その他	7	11
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,142	2,191

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	10,169	3,421
短期借入金の返済による支出	5,112	8,600
長期借入れによる収入	3,000	6,723
長期借入金の返済による支出	2,973	3,779
配当金の支払額	651	588
非支配株主への配当金の支払額	53	96
自己株式の取得による支出	5,462	0
その他	64	162
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,148	3,083
現金及び現金同等物に係る換算差額	152	59
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	538	1,710
現金及び現金同等物の期首残高	8,521	9,059
現金及び現金同等物の期末残高	1 9,059	1 10,769

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 24社

主要な連結子会社の名称

「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(2) 非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

Kito Chain Italia S.r.l.

ERIKKILA OY

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社の数 1社

持分法適用非連結子会社の名称

Kito Chain Italia S.r.l.

持分法を適用しない主要な非連結子会社の名称

ERIKKILA OY

(連結の範囲から除いた理由)

持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち凱道起重設備(上海)有限公司、江陰凱澄起重機械有限公司、SIAM KITO CO., LTD.、SUKIT BUSINESS CO., LTD.、KITO KOREA CO., LTD.、KITO DO BRASIL COMERCIO DE TALHAS E GUINDASTES LTDA及び台湾開道股份有限公司の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

機械装置 9年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2008年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

製品保証引当金

販売した製品に係る将来の無償アフターサービス等の支払いに備えるため、過去の実績保証費に基づき計上しております。

返品調整引当金

将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績及び売上総利益率に基づき計算された将来の返品見込損失額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

売上高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を適用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象...外貨建債権・債務及び外貨建予定取引、外貨建借入金

ヘッジ方針

社内規定に基づき、金利リスクの低減並びに金融収支改善のため対象債務の範囲内で、また為替変動リスクの低減のため対象債権・債務の範囲内で、ヘッジ取引を状況に応じて利用しております。

投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較すること等によって、ヘッジの有効性を確認しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して変動相場又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができる場合には、ヘッジ有効性の判定を省略しております。なお、当連結会計年度末においてヘッジ会計が適用されている為替予約取引はありません。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは案件ごとに評価を行い、20年以内で償却年数を決定し、均等償却しております。

なお、金額的重要性が乏しいものについては発生年度に一時償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

1. 税効果会計に係る会計基準の適用指針等

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日改正 企業会計基準委員会)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日最終改正 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定日

2019年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

- 1 期末日満期手形等の会計処理について、当社においては満期日に決済が行われたものとして処理しております。
なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高から除かれております。

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
受取手形及び売掛金	百万円	25百万円
支払手形及び買掛金	百万円	807百万円
未払費用	百万円	106百万円
その他(流動負債)	百万円	6百万円

2 コミットメントライン契約

- (1) 運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社三井住友銀行他3行とのコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

(円建て)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
貸出コミットメントの総額	7,000百万円	7,000百万円
借入実行残高		
差引額	7,000百万円	7,000百万円

- (2) 米ドル建て運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三井住友銀行とのコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

(米ドル建て)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
貸出コミットメントの総額	千米ドル	30,000千米ドル
借入実行残高		5,000
差引額	千米ドル	25,000千米ドル

3 財務制限条項

上記コミットメントライン契約(当連結会計年度末残高5,000千米ドル)及びシンジケートローン契約(当連結会計年度末残高14,007百万円)には、主に以下の財務制限条項が付されております。

事業年度の末日における提出会社の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 + 自己株式の金額)を、(i)基準事業年度の期末日における提出会社の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額、又は(ii)直近の事業年度末日における提出会社の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

連結会計年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 - 非支配株主持分の金額 + 自己株式の金額)を、(i)基準年度期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額、又は(ii)直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。

連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続として損失としないこと。

- 4 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
投資有価証券(株式)	百万円	564百万円
投資有価証券(出資金)	739百万円	747百万円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
給料・賞与	4,993百万円	4,948百万円
賞与引当金繰入額	230百万円	376百万円
退職給付費用	237百万円	326百万円
役員退職慰労引当金繰入額	13百万円	21百万円
貸倒引当金繰入額	15百万円	6百万円
減価償却費	438百万円	695百万円

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
	776百万円	793百万円

3 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

場所	用途	種類
台湾台北市	その他	のれん

当社グループの減損会計適用にあたって、連結子会社は原則として各社を一つの単位としてグルーピングしております。当社の子会社である台湾開道股份有限公司におけるのれんについて、当初想定していた超過収益力が見込めなくなると判断し、帳簿価額全額を減損損失として特別損失に161百万円を計上しました。

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	0百万円	0百万円
税効果調整前	0百万円	0百万円
税効果額	0	0
その他有価証券評価差額金	0百万円	0百万円
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	238百万円	103百万円
税効果額	71	30
繰延ヘッジ損益	166百万円	72百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額	660百万円	161百万円
税効果額	0	0
為替換算調整勘定	660百万円	160百万円
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	177百万円	57百万円
組替調整額	43	113
税効果調整前	220百万円	171百万円
税効果額	75	48
退職給付に係る調整額	144百万円	122百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	77百万円	74百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	77百万円	74百万円
その他の包括利益合計	426百万円	109百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	27,048,200			27,048,200

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	787,016	5,950,043		6,737,059

(注) 増加の内訳は、取締役会決議に基づく市場取引による取得5,950,000株及び単元未満株式の買取りによる増加43株であります。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第5回 ストック・オプション としての新株予約権					6	
	第7回 ストック・オプション としての新株予約権					6	
	第9回 ストック・オプション としての新株予約権					3	
	第10回 ストック・オプション としての新株予約権					5	
	第11回 ストック・オプション としての新株予約権					17	
	第12回 ストック・オプション としての新株予約権					3	
	第13回 ストック・オプション としての新株予約権					3	
合計						45	

(注) 第12回及び第13回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2016年6月21日 定時株主総会	普通株式	367	14.00	2016年3月31日	2016年6月22日
2016年11月14日 取締役会	普通株式	284	14.00	2016年9月30日	2016年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	284	14.00	2017年3月31日	2017年6月22日

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	27,048,200			27,048,200

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,737,059	74	78,000	6,659,133

(注) 増加は単元未満株式の買取りによるもの、減少はストック・オプションの行使によるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	
提出会社	第5回 ストック・オプション としての新株予約権					2
	第7回 ストック・オプション としての新株予約権					2
	第9回 ストック・オプション としての新株予約権					1
	第10回 ストック・オプション としての新株予約権					5
	第11回 ストック・オプション としての新株予約権					18
	第12回 ストック・オプション としての新株予約権					3
	第13回 ストック・オプション としての新株予約権					3
	第14回 ストック・オプション としての新株予約権					10
合計						48

(注) 第13回及び第14回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月21日 定時株主総会	普通株式	284	14.00	2017年3月31日	2017年6月22日
2017年11月14日 取締役会	普通株式	305	15.00	2017年9月30日	2017年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	367	18.00	2018年3月31日	2018年6月22日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
現金及び預金	9,069百万円	10,780百万円
預入期間3カ月超の定期預金	10	11
現金及び現金同等物	9,059百万円	10,769百万円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

株式の取得により新たにScaw Metals Pty. Ltd. (2016年7月27日付で「Kito Australia Pty. Ltd.」に商号変更)及びその子会社2社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに当該株式の取得価額と取得による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,078 百万円
固定資産	243
流動負債	409
固定負債	
為替換算調整勘定	36
負ののれん発生益	489
株式の取得価額	458 百万円
前連結会計年度に支払った取得価額	458
新規連結子会社の現金及び現金同等物	33
差引：連結範囲の変更を伴う子会社株式取得による収入	33 百万円

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、工場生産工程における生産設備用金型(「工具、器具及び備品」)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
1年以内	476百万円	468百万円
1年超	1,434	1,286
合計	1,911百万円	1,754百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入及び社債発行による方針であります。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規定に沿って期日管理及び与信管理を行っております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部について先物為替予約を利用してヘッジしております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。また、これらの一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての営業債権残高の範囲内にあります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に投資に係る資金調達であります。長期借入金の中に変動金利によるものがあり、金利変動リスクに晒されておりますが、その一部について金利スワップを利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は社内規程に従って行っており、また、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（注2）を参照ください。

前連結会計年度(2017年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	9,069	9,069	
(2) 受取手形及び売掛金	11,139		
貸倒引当金	60		
	11,079	11,079	
資産計	20,149	20,149	
(1) 支払手形及び買掛金	(5,438)	(5,438)	
(2) 短期借入金	(6,730)	(6,730)	
(3) 未払費用	(2,411)	(2,411)	
(4) 未払法人税等	(128)	(128)	
(5) 長期借入金(*2)	(17,448)	(17,465)	17
負債計	(32,156)	(32,173)	17
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されて いないもの	(3)	(3)	
ヘッジ会計が適用されて いるもの	48	48	
デリバティブ取引計	45	45	

(*1) 負債に計上されているものについては()で表示しております。

(*2) 長期借入金の連結貸借対照表計上額については、1年以内返済予定長期借入金を含めております。

(*3) 投資有価証券は重要性が乏しいため上記表には含めておりません。

当連結会計年度(2018年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (* 1)	時価 (* 1)	差額
(1) 現金及び預金	10,780	10,780	
(2) 受取手形及び売掛金	11,447		
貸倒引当金	43		
	11,404	11,404	
資産計	22,185	22,185	
(1) 支払手形及び買掛金	(6,143)	(6,143)	
(2) 短期借入金	(1,506)	(1,506)	
(3) 未払費用	(2,949)	(2,949)	
(4) 未払法人税等	(795)	(795)	
(5) 長期借入金(* 2)	(19,944)	(19,953)	8
負債計	(31,339)	(31,348)	8
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されて いないもの	(2)	(2)	
ヘッジ会計が適用されて いるもの	151	151	
デリバティブ取引計	149	149	

(* 1) 負債に計上されているものについては()で表示しております。

(* 2) 長期借入金の連結貸借対照表計上額については、1年以内返済予定長期借入金を含めております。

(* 3) 投資有価証券は重要性が乏しいため上記表には含めておりません。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは主に短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払費用、並びに(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該長期借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	2017年3月31日	2018年3月31日
非上場株式	0	0
関係会社株式		564
関係会社出資金	739	747

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注) 3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2017年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	9,069			
受取手形及び売掛金	11,139			

当連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,780			
受取手形及び売掛金	11,376	62	7	

(注) 4 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2017年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	6,730					
長期借入金	3,149	2,970	2,588	2,218	1,703	4,816
合計	9,879	2,970	2,588	2,218	1,703	4,816

当連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,506					
長期借入金	4,212	3,846	3,461	2,976	1,996	3,452
合計	5,719	3,846	3,461	2,976	1,996	3,452

(デリバティブ取引関係)

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2017年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	434		2	2
	加ドル	129		0	0
	ユーロ	47		0	0
	合計	611		3	3

(注) 時価の算定方法・・・為替予約取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。

当連結会計年度(2018年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	896		3	3
	加ドル	95		0	0
	ユーロ	39		0	0
	合計	1,032		2	2

(注) 時価の算定方法・・・為替予約取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。

2.ヘッジ会計が適用されてるデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2017年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ取引 変動受取・ 固定支払	長期借入金	6,821	6,821	48
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 変動受取・ 固定支払	長期借入金	650	450	(注)

(注) 時価の算定方法・・・金利スワップ取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。
また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ取引 変動受取・ 固定支払	長期借入金	5,651	5,651	151
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 変動受取・ 固定支払	長期借入金	450	250	(注)

(注) 時価の算定方法・・・金利スワップ取引を締結している取引銀行から提示された価格によっております。
また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

一部の連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)
退職給付債務の期首残高	6,288百万円	6,211百万円
勤務費用	290	345
利息費用	106	109
数理計算上の差異の発生額	46	86
退職給付の支払額	416	410
その他	10	141
退職給付債務の期末残高	6,211百万円	6,200百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)
年金資産の期首残高	3,623百万円	3,798百万円
期待運用収益	160	177
数理計算上の差異の発生額	130	144
事業主からの拠出額	185	147
退職給付の支払額	297	270
その他	4	121
年金資産の期末残高	3,798百万円	3,875百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2017年 3月31日)	当連結会計年度 (2018年 3月31日)
積立型制度の退職給付債務	4,491百万円	4,328百万円
年金資産	3,798	3,875
	692百万円	452百万円
非積立型制度の退職給付債務	1,720	1,872
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	2,413百万円	2,325百万円
退職給付に係る負債	2,441百万円	2,407百万円
退職給付に係る資産	28	81
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	2,413百万円	2,325百万円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
勤務費用	290百万円	345百万円
利息費用	106	109
期待運用収益	160	177
数理計算上の差異の費用処理額	44	114
過去勤務費用の費用処理額	0	0
確定給付制度に係る 退職給付費用	279百万円	390百万円

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
過去勤務費用	0百万円	0百万円
数理計算上の差異	221	172
合計	220百万円	171百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
未認識過去勤務費用	3百万円	2百万円
未認識数理計算上の差異	547	377
合計	544百万円	374百万円

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
債券	31%	32%
株式	56	53
一般勘定	11	12
その他	2	3
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
割引率	1.8%	1.7%
長期期待運用収益率	4.7%	4.4%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度164百万円、当連結会計年度183百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	8百万円	12百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回	第7回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社執行役員2名	当社取締役3名 当社執行役員2名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 120,000株	普通株式 120,000株
付与日	2009年6月25日	2010年5月26日
権利確定条件	(注)2	(注)3
対象勤務期間	2009年6月25日～ 2013年6月30日	2010年5月26日～ 2014年5月31日
権利行使期間	2011年6月25日～ 2019年6月24日	2012年5月26日～ 2020年5月25日

	第9回	第10回
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員7名	当社執行役員1名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 140,000株	普通株式 20,000株
付与日	2011年5月27日	2013年5月29日
権利確定条件	(注)4	(注)5
対象勤務期間	2011年5月27日～ 2014年5月31日	2013年5月29日～ 2016年5月29日
権利行使期間	2013年5月27日～ 2021年5月26日	2015年5月29日～ 2023年5月28日

	第11回	第12回
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員2名	当社執行役員1名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 60,000株	普通株式 10,000株
付与日	2014年5月28日	2015年5月27日
権利確定条件	(注)6	(注)7
対象勤務期間	2014年5月28日～ 2018年5月28日	
権利行使期間	2016年5月28日～ 2024年5月27日	2017年5月27日～ 2025年5月26日

	第13回	第14回
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 3名	当社取締役 2名 当社執行役員 1名
株式の種類別の ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 80,000株	普通株式 100,000株
付与日	2016年 6月 1日	2017年 5月31日
権利確定条件	(注) 8	(注) 9
対象勤務期間	2016年 6月 1日 ~ 2020年 6月 1日	2017年 5月31日 ~ 2021年 5月31日
権利行使期間	2018年 6月 1日 ~ 2026年 5月31日	2019年 5月31日 ~ 2027年 5月30日

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。なお、2013年 4月 1日付株式分割(1株につき100株の割合)及び2014年10月 1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2 権利確定日である、第1回(2011年 6月25日)、第2回(2012年 6月30日)、第3回(2013年 6月30日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
 - 3 付与対象者5名のうち、取締役3名及び執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定条件は付されておられません。また、執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(2012年 5月26日)、第2回(2013年 5月31日)、第3回(2014年 5月31日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
 - 4 権利確定日である、第1回(2013年 5月27日)、第2回(2014年 5月31日)のうち、第2回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
 - 5 権利確定日である、第1回(2015年 5月29日)、第2回(2016年 5月29日)のうち、第2回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
 - 6 付与対象者2名につき、それぞれ異なった条件を付しております。すなわち、執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(2016年 5月28日)、第2回(2017年 5月28日)、第3回(2018年 5月28日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。また、もう1名の執行役員に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(2016年 5月28日)、第2回(2017年 5月28日)のうち、第2回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
 - 7 執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、2017年 5月27日において、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
 - 8 執行役員3名に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、2018年 6月 1日において、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。
なお、執行役員3名のうち1名については、2017年 3月31日付にて、普通株式40,000株を放棄しております。
 - 9 付与対象者3名のうち、取締役1名及び執行役員1名に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(2019年 5月31日)、第2回(2020年 5月31日)、第3回(2021年 5月31日)のうち、第2回目及び第3回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にあることを権利確定条件としております。また、もう1名の取締役に付与したストック・オプションについては、権利確定日である、第1回(2019年 5月31日)、第2回(2020年 5月31日)のうち、第2回目においては、当社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかの地位にある事を権利確定条件としております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2018年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回	第7回	第9回	第10回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末				
付与				
失効				
権利確定				
未確定残				
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	34,000	65,000	30,000	20,000
権利確定				
権利行使	22,000	36,000	20,000	
失効				
未行使残	12,000	29,000	10,000	20,000

	第11回	第12回	第13回	第14回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	30,000		40,000	
付与				100,000
失効			20,000	
権利確定	20,000			
未確定残	10,000		20,000	100,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	30,000	10,000		
権利確定	20,000			
権利行使				
失効				
未行使残	50,000	10,000		

単価情報

	第5回	第7回	第9回	第10回
権利行使価格(円)(注)1	537 (注)2	605 (注)2	391	853
行使時平均株価(円)	1,424	1,280	1,452	
付与日における公正な評価単価(円) (条件変更日における評価単価)	183 (注)3	98 (注)3	108	260

	第11回	第12回	第13回	第14回
権利行使価格(円)(注)1	1,140	1,252	891	1,206
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)	318	351	246	324

- (注)1 2014年10月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。
- 2 第5回、第7回の権利行使価格につきましては、割当日後、当社が時価を下回る価格で自己株式の処分を行ったため、新株予約権割当契約に則り行使価格を以下のとおり調整(調整により生じる1円未満の端数は切り上げる)しております。
- ・第5回541円 537円 ・第7回609円 605円
- なお、2014年10月1日に、1株を2株とする株式分割を実施しているため、上記行使価格については分割後の価格によっております。
- 3 第5回、第7回の条件変更を行なった結果、条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が付与日の公正な評価単価以下となったため、公正な評価単価の見直しを行っておりません。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1)使用した算定方法

ブラック・ショールズ式

(2)使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性

第14回新株予約権 40.87%

2007年8月9日～2017年5月31日の株価実績に基づき算定

予想残存期間

第14回新株予約権 6～7年

十分なデータ蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

予想配当

第14回新株予約権 2.54%

2015年3月期から2017年3月期の平均年間配当実績によっております。

無リスク利率

第14回新株予約権 0.05%

2017年5月31日に公表された長期国債(10年)利回り

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付に係る負債	804百万円	596百万円
返品調整引当金	110	71
賞与引当金	103	106
未払業績賞与	68	114
未実現利益	597	555
繰越欠損金	383	105
棚卸資産評価損	256	176
未払費用	123	17
その他	396	579
繰延税金資産小計	2,843百万円	2,322百万円
評価性引当額	659百万円	283百万円
繰延税金資産合計	2,183百万円	2,039百万円
(繰延税金負債)		
海外子会社の未分配利益	82百万円	46百万円
固定資産	2,075	1,269
その他	136	83
繰延税金負債合計	2,295百万円	1,398百万円
繰延税金資産の純額	111百万円	640百万円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	1,099百万円	1,155百万円
固定資産 - 繰延税金資産	598百万円	572百万円
流動負債 - その他	13百万円	3百万円
固定負債 - 繰延税金負債	1,795百万円	1,083百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
法定実効税率	30.2%	30.2%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.2%	1.0%
評価性引当額の増減	6.9	4.5
住民税均等割等	0.6	0.6
外国源泉税	2.4	3.0
在外子会社の留保利益	1.0	1.0
のれん償却額	2.6	2.5
負ののれん発生益	4.1	
持分法投資損失	3.6	2.0
外国税額控除	0.8	1.0
試験研究費税額控除	0.9	1.3
所得拡大促進税制に係る税額控除	0.9	
海外子会社の税率差異等	1.4	1.4
税率変更による影響額		12.6
更正等による影響額		1.6
その他	2.1	3.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.4%	22.3%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

米国において税制改革法が2017年12月22日に成立し、2018年1月1日以降の連邦法人税率が従来の35%から21%に引き下げられることになりました。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が504百万円、法人税等が478百万円、為替換算調整勘定が19百万円それぞれ減少し、退職給付に係る調整累計額が46百万円増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ホイスト・クレーン等の製造・販売をしており、国内においては当社が、海外においては米州、中国、アジア及び欧州等の各地域を現地法人がそれぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、取り扱う製品について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、製造・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、各連結会社を集約し、日本、米州、中国、アジア、欧州及びその他の6つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計	調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	日本	米州	中国	アジア	欧州	その他			
売上高									
外部顧客への売上高	13,874	24,743	5,034	4,744	1,387	1,356	51,141		51,141
セグメント間の内部 売上高又は振替高	10,162	66	489	0	3		10,720	10,720	
計	24,036	24,809	5,524	4,744	1,390	1,356	61,861	10,720	51,141
セグメント利益又は損失 ()	4,826	1,317	545	252	27	29	6,884	2,675	4,208
セグメント資産	24,285	25,242	7,120	4,590	1,172	1,532	63,944	3,807	60,137
その他の項目									
減価償却費	674	709	232	136	6	20	1,779	12	1,792
のれんの償却額	11	289		37			338		338
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,388	667	61	65	7	21	2,211	27	2,239

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失()の調整額 2,675百万円には、セグメント間取引消去268百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,944百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額 3,807百万円には、セグメント間取引消去 3,869百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産62百万円等が含まれております。全社資産は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る資産であります。
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額27百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の設備投資額であります。

2 セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント						合計	調整額 (注) 1	連結 財務諸表 計上額 (注) 2
	日本	米州	中国	アジア	欧州	その他			
売上高									
外部顧客への売上高	13,947	26,700	5,903	4,680	1,887	2,048	55,168		55,168
セグメント間の内部 売上高又は振替高	10,939	85	360	1	29		11,415	11,415	
計	24,886	26,785	6,264	4,681	1,916	2,048	66,583	11,415	55,168
セグメント利益又は損失 ()	4,639	1,242	695	504	104	52	6,924	2,225	4,698
セグメント資産	26,157	24,355	7,170	4,895	1,643	1,372	65,595	3,740	61,854
その他の項目									
減価償却費	830	865	225	145	7	28	2,103	12	2,116
のれんの償却額	11	296		19			327		327
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	796	680	62	35	14	16	1,605	2	1,607

(注) 1 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失()の調整額 2,225百万円には、セグメント間取引消去120百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,346百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。
 - (2) セグメント資産の調整額 3,740百万円には、セグメント間取引消去 5,343百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産1,602百万円等が含まれております。全社資産は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る資産であります。
 - (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の設備投資額であります。
- 2 セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州	中国	アジア	欧州	その他	合計
13,129	24,742	5,034	4,925	1,523	1,785	51,141

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	中国	アジア	欧州	その他	合計
5,353	2,864	2,073	1,363	25	268	11,948

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州	中国	アジア	欧州	その他	合計
13,261	26,700	5,903	4,837	2,060	2,404	55,168

(注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております

2. 米州への売上高に分類した額のうち、米国への売上高は24,493百万円であります。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	中国	アジア	欧州	その他	合計
5,492	2,494	1,963	1,323	32	242	11,549

(注) 米州における有形固定資産の額のうち、米国に所在している有形固定資産は2,444百万円であります。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						合計	全社・消去	合計
	日本	米州	中国	アジア	欧州	その他			
減損損失				161			161		161

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(のれん)

(単位:百万円)

	報告セグメント						合計	全社・消去	合計
	日本	米州	中国	アジア	欧州	その他			
当期償却額	11	289		37			338		338
当期末残高	42	2,249		71			2,363		2,363

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(のれん)

(単位:百万円)

	報告セグメント						合計	全社・消去	合計
	日本	米州	中国	アジア	欧州	その他			
当期償却額	11	296		19			327		327
当期末残高	30	1,846		49			1,926		1,926

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

当連結会計年度において、Scaw Metals Pty.Ltd.の全株式を取得したことにより、負ののれん発生益489百万円を計上しております。なお、当該負ののれん発生益は報告セグメントには配分していません。

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	KONECRANES FINANCE CORPORATION	フィンランド 共和国	千EUR 27,994	事業会社の 資金調達	(被所有) 直接 22.7%	業務・ 資本提携	自己株式の 取得	5,462		

(注) 業務・資本提携の解消を目的とし、2016年9月26日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立
会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けの方法により当社普通株式を取得したものであります。なお、当該取
引の結果、KONECRANES FINANCE CORPORATION社は、その他の関係会社に該当しないことになりました。

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
連結子会 社の役員	Marc Premont			KITO CANADA INC./CEO	(被所有) %	資金の貸付	貸付の回収 利息の受取	1 0	短期貸付金 長期貸付金	1 9

(注) 市場金利に基づき貸付利率を決定しております。

当連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注)2	科目	期末残高 (百万円)
役員	譲原 経男			当社 常務取締役 常務執行役員	(被所有) 直接 0.13%		新株予約権 (ストック・ オプション) の行使(注)1	11 (22,000株)		

(注) 1 2009年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度に
おける権利行使を記載しております。

2 「取引金額」欄は、当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金
額を乗じた金額を記載しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
1株当たり純資産額	1,001.60円	1,114.03円
1株当たり当期純利益金額	82.38円	139.52円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	82.15円	138.77円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当連結会計年度 (2018年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	21,239	23,697
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	895	983
(うち新株予約権)	(45)	(48)
(うち非支配株主持分)	(850)	(935)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	20,343	22,714
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	20,311,141	20,389,067

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	1,897	2,836
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額(百万円)	1,897	2,836
普通株式の期中平均株式数(株)	23,038,255	20,327,294
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(株)	66,257	110,250
(うち新株予約権)(株)	(66,257)	(110,250)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>第11回新株予約権 定時株主総会の特別決議日 2013年6月20日 取締役会決議日 2014年5月27日 (新株予約権の数 300個 普通株式 60,000株)</p> <p>第12回新株予約権 定時株主総会の特別決議日 2014年6月24日 取締役会決議日 2015年5月26日 (新株予約権の数 50個 普通株式 10,000株)</p> <p>第13回新株予約権 定時株主総会の特別決議日 2015年6月23日 取締役会決議日 2016年5月31日 (新株予約権の数 200個 普通株式 40,000株)</p>	

(重要な後発事象)

(新株予約権(ストック・オプション)の発行について)

当社は、2018年4月19日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、下記のとおり、2018年6月21日開催の第74回定時株主総会で決議されました。

新株予約権を発行する理由

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるため。

新株予約権の数 1,000個を上限とする。

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 200,000株を上限とする。

新株予約権の行使期間

付与決議の日から2年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金の額

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議で定めるものとする。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	6,730	1,506	3.00	
1年以内に返済予定の長期借入金	3,149	4,212	1.23	
1年以内に返済予定のリース債務	74	59		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	14,298	15,731	1.62	2020年～2025年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	92	47		2020年～2023年
その他有利子負債				
合計	24,344	21,558		

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	3,846	3,461	2,976	1,996
リース債務	37	4	4	0

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	11,919	24,661	38,712	55,168
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	351	879	2,064	3,791
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (百万円)	388	532	1,576	2,836
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	19.14	26.21	77.58	139.52

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	19.14	7.06	51.36	61.91

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,235	5,713
受取手形	45	2 63
売掛金	1 5,459	1 6,456
商品及び製品	3,232	3,735
仕掛品	1,100	889
原材料及び貯蔵品	390	582
前払費用	254	242
繰延税金資産	355	407
未収入金	1 248	1 73
未収消費税等	214	206
関係会社短期貸付金	601	1,215
その他	1 200	1 161
貸倒引当金	0	
流動資産合計	17,339	19,748
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,144	2,141
構築物	99	133
機械及び装置	1,711	1,750
車両運搬具	8	4
工具、器具及び備品	165	230
土地	1,000	1,000
リース資産	110	54
建設仮勘定	114	176
有形固定資産合計	5,353	5,492
無形固定資産		
のれん	42	30
ソフトウェア	1,270	1,077
電話加入権	3	3
無形固定資産合計	1,316	1,111
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	4,729	5,049
関係会社出資金	4,816	4,468
関係会社長期貸付金	10,314	8,765
長期前払費用	125	151
前払年金費用	15	
繰延税金資産	663	678
その他	324	405
投資その他の資産合計	20,989	19,520
固定資産合計	27,659	26,123
資産合計	44,999	45,872

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	437	2 644
買掛金	1 2,919	1、 2 3,445
短期借入金	5,462	3、 4 531
1年内返済予定の長期借入金	4 3,100	4 4,212
リース債務	61	44
未払金	25	24
未払費用	1 1,579	1、 2 2,261
未払法人税等		594
前受金	26	2
預り金	33	78
賞与引当金	321	330
製品保証引当金	20	17
返品調整引当金	1	0
設備関係支払手形	53	82
設備関係未払金	175	2 323
その他	3	6
流動負債合計	14,221	12,599
固定負債		
長期借入金	4 14,298	4 15,731
関係会社長期借入金	348	358
リース債務	60	16
退職給付引当金	1,472	1,570
役員退職慰労引当金	190	211
その他	52	55
固定負債合計	16,423	17,943
負債合計	30,644	30,543
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,976	3,976
資本剰余金		
資本準備金	5,199	5,199
その他資本剰余金	26	10
資本剰余金合計	5,226	5,210
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	8	12
別途積立金	150	150
繰越利益剰余金	10,730	11,573
利益剰余金合計	10,889	11,736
自己株式	5,816	5,749
株主資本合計	14,276	15,173
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	33	106
評価・換算差額等合計	33	106
新株予約権	45	48
純資産合計	14,355	15,328
負債純資産合計	44,999	45,872

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月 31日)		当事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	
売上高	2	24,036	2	24,886
売上原価	2	14,785	2	15,395
売上総利益		9,250		9,491
販売費及び一般管理費	1	7,368	1	7,121
営業利益		1,882		2,369
営業外収益				
受取利息		262		308
受取配当金	2	392	2	820
その他		116		129
営業外収益合計		771		1,258
営業外費用				
支払利息		334		351
アレンジメントフィー		48		74
為替差損		128		189
その他		87		106
営業外費用合計		599		721
経常利益		2,054		2,906
特別損失				
関係会社株式評価損		116		
関係会社出資金評価損				789
特別損失合計		116		789
税引前当期純利益		1,938		2,117
法人税、住民税及び事業税		389		779
法人税等調整額		143		97
法人税等合計		532		681
当期純利益		1,405		1,436

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,976	5,199	26	5,226	4	150	9,981	10,135
当期変動額								
剰余金の配当							652	652
当期純利益							1,405	1,405
自己株式の取得								
自己株式の処分								
固定資産圧縮積立金の積立					5		5	
固定資産圧縮積立金の取崩					1		1	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計					3		749	753
当期末残高	3,976	5,199	26	5,226	8	150	10,730	10,889

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	354	18,984	132	132	36	18,888
当期変動額						
剰余金の配当		652				652
当期純利益		1,405				1,405
自己株式の取得	5,462	5,462				5,462
自己株式の処分						
固定資産圧縮積立金の積立						
固定資産圧縮積立金の取崩						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			166	166	8	175
当期変動額合計	5,462	4,708	166	166	8	4,533
当期末残高	5,816	14,276	33	33	45	14,355

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,976	5,199	26	5,226	8	150	10,730	10,889
当期変動額								
剰余金の配当							589	589
当期純利益							1,436	1,436
自己株式の取得								
自己株式の処分			16	16				
固定資産圧縮積立金の積立					5		5	
固定資産圧縮積立金の取崩					1		1	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計			16	16	4		842	846
当期末残高	3,976	5,199	10	5,210	12	150	11,573	11,736

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	5,816	14,276	33	33	45	14,355
当期変動額						
剰余金の配当		589				589
当期純利益		1,436				1,436
自己株式の取得	0	0				0
自己株式の処分	67	51				51
固定資産圧縮積立金の積立						
固定資産圧縮積立金の取崩						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			72	72	2	75
当期変動額合計	67	897	72	72	2	972
当期末残高	5,749	15,173	106	106	48	15,328

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品・製品・原材料

総平均法による原価法

仕掛品

個別法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

機械装置 9年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2008年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金

販売した製品に係る将来の無償アフターサービス等の支払いに備えるため、過去の実績保証費に基づき計上しております。

(4) 返品調整引当金

将来の返品による損失に備えるため、過去の返品実績及び売上総利益率に基づき計算された将来の返品見込損失額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは案件ごとに評価を行い、20年以内で償却年数を決定し、均等償却しております。

なお、金額の重要性が乏しいものについては発生年度に一時償却しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理を適用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象...外貨建債権・債務及び外貨建予定取引、外貨建借入金

ヘッジ方針

社内規定に基づき、金利リスクの低減並びに金融収支改善のため対象債務の範囲内で、また為替変動リスクの低減のため対象債権・債務の範囲内で、ヘッジ取引を状況に応じて利用しております。

投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較すること等によって、ヘッジの有効性を確認しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して変動相場又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができる場合には、ヘッジ有効性の判定を省略しております。なお、当事業年度末においてヘッジ会計が適用されている為替予約取引はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「アレンジメントフィー」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記いたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

なお、前事業年度において、営業外費用の「その他」136百万円は、「アレンジメントフィー」48百万円及び「その他」87百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
短期金銭債権	3,540百万円	3,950百万円
短期金銭債務	26百万円	48百万円

2 期末日満期手形等の会計処理について、当社においては満期日に決済が行われたものとして処理しております。
なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高から除かれております。

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
受取手形	百万円	25百万円
支払手形	百万円	136百万円
買掛金	百万円	671百万円
未払費用	百万円	106百万円
設備関係未払金	百万円	6百万円

3 コミットメントライン契約

(1) 運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社三井住友銀行他3行とのコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

(円建て)

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
貸出コミットメントの総額	7,000百万円	7,000百万円
借入実行残高		
差引額	7,000百万円	7,000百万円

(2) 米ドル建て運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三井住友銀行とのコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメント契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

(米ドル建て)

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
貸出コミットメントの総額	千米ドル	30,000千米ドル
借入実行残高		5,000
差引額	千米ドル	25,000千米ドル

4 財務制限条項

上記コミットメントライン契約(当事業年度末残高5,000千米ドル)及びシンジケートローン契約(当事業年度末残高14,007百万円)には、主に以下の財務制限条項が付されております。

事業年度の末日における提出会社の貸借対照表から算出される自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 + 自己株式の金額)を、(i)基準事業年度の期末日における提出会社の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額、又は(ii)直近の事業年度末日における提出会社の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれが高い方の金額以上に維持すること。

連結会計年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額 - 新株予約権の金額 - 繰延ヘッジ損益の金額 - 非支配株主持分の金額 + 自己株式の金額)を、(i)基準年度期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額、又は(ii)直近の連結会計年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれが高い方の金額以上に維持すること。

連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続として損失としないこと。

5 偶発債務

下記の会社のリース契約及び金融機関からの借入金に対し、次のとおり債務保証を行っております。

(リース契約)

前事業年度 (2017年3月31日)		当事業年度 (2018年3月31日)	
Kito Europe GmbH	2百万円	Kito Europe GmbH	百万円
計	2百万円	計	百万円

(借入金)

前事業年度 (2017年3月31日)		当事業年度 (2018年3月31日)	
Kito Europe GmbH	389百万円	Kito Europe GmbH	430百万円
SIAM KITO CO., LTD.	391	SIAM KITO CO., LTD.	204
KITO KOREA CO., LTD.	150	KITO KOREA CO., LTD.	19
ARMSEL MHE PVT. LTD.	188	ARMSEL MHE PVT. LTD.	165
PT. KITO INDONESIA	84	PT. KITO INDONESIA	
台湾開道股份有限公司	92	台湾開道股份有限公司	36
Kito Chain Italia S.r.l	239	Kito Chain Italia S.r.l	326
PWB Anchor Ltd.	68	PWB Anchor Ltd.	65
計	1,604百万円	計	1,248百万円

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度44%、当事業年度47%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度56%、当事業年度53%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
荷造運搬費	608百万円	838百万円
給料・賞与	1,722百万円	1,629百万円
賞与引当金繰入額	136百万円	145百万円
退職給付費用	142百万円	156百万円
役員退職慰労引当金繰入額	13百万円	21百万円
減価償却費	124百万円	268百万円
研究開発費	610百万円	705百万円

- 2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	10,166百万円	10,939百万円
仕入高	518百万円	432百万円
営業取引以外の取引による取引高	658百万円	1,152百万円

(有価証券関係)

関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は5,049百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は4,729百万円)及び関係会社出資金(当事業年度の貸借対照表計上額は4,468百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は4,816百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金	435百万円	460百万円
賞与引当金	87	89
未払業績賞与	55	112
関係会社株式等評価損	533	769
売上割戻未払額	79	82
その他	303	307
繰延税金資産小計	1,495百万円	1,821百万円
評価性引当額	444百万円	675百万円
繰延税金資産合計	1,051百万円	1,145百万円
(繰延税金負債)		
繰延ヘッジ損益	14百万円	45百万円
その他	17	14
繰延税金負債合計	32百万円	59百万円
繰延税金資産の純額	1,018百万円	1,086百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年3月31日)	当事業年度 (2018年3月31日)
法定実効税率	30.2 %	30.2 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1 %	0.9 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.8	11.1
評価性引当額の増減	2.2	11.0
住民税均等割等	1.2	1.1
国外配当金等源泉税	4.4	5.2
外国税額控除	1.5	1.7
試験研究費税額控除	1.6	2.3
更正等による影響額		1.3
所得拡大促進税制に係る税額控除	1.6	
生産性向上設備投資促進税制に係る税額控除	0.6	
その他	0.4	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.5 %	32.2 %

(重要な後発事象)

(新株予約権(ストック・オプション)の発行について)

当社は、2018年4月19日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、並びに、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、下記のとおり、2018年6月21日開催の第74回定時株主総会決議で決議されました。

新株予約権を発行する理由

当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるため。

新株予約権の数 1,000個を上限とする。

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 200,000株を上限とする。

新株予約権の行使期間

付与決議の日から2年を経過した日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金の額

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議で定めるものとする。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	6,658	180	51	174	6,787	4,646
	構築物	461	43	0	8	504	370
	機械及び装置	10,947	314	228	274	11,034	9,283
	車両運搬具	99		8	3	91	86
	工具、器具及び備品	5,138	159	102	93	5,194	4,964
	土地	1,000				1,000	
	リース資産	355		4	55	351	296
	建設仮勘定	114	907	845		176	
	計	24,777	1,605	1,241	610	25,140	19,648
無形固定資産	のれん	118			11	118	87
	ソフトウェア	1,546	44		238	1,591	514
	電話加入権	3				3	
	計	1,668	44		249	1,713	602

(注) 1 当期増加額及び減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物の増加

本社工場建屋耐震補強工事	47百万円
空調更新	38百万円
吸収式冷温水機更新	34百万円

機械及び装置の増加

サブ変電所老朽化対策 配電設備更新	195百万円
鎖生産設備オーバーホール及び騒音対策	55百万円
鎖引張試験機	23百万円
自動倉庫制御更新	18百万円

機械及び装置の減少

旋盤・鎖溶接機撤去による除却	131百万円
サブ変電所 配電設備更新による除却	43百万円

工具、器具及び備品の増加

金型更新	143百万円
------	--------

2 建設仮勘定の増加額は本勘定に振替えられているため、その主な内容の記載を省略しております。

3 当期首残高及び当期末残高は取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	0		0	
賞与引当金	321	330	321	330
製品保証引当金	20	17	20	17
返品調整引当金	1	0	1	0
役員退職慰労引当金	190	21		211

(注) 引当金計上の理由及び金額の算出方法は、重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告掲載URL http://kito.com/jp/epn/
株主に対する特典	なし

(注) 1 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利並びに後記2に記載の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 2 当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第73期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)2017年6月22日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2017年6月22日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第74期第1四半期(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)2017年8月9日関東財務局長に提出。

第74期第2四半期(自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)2017年11月14日関東財務局長に提出。

第74期第3四半期(自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)2018年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2017年6月23日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2018年5月15日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書であります。

2018年5月29日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2018年6月22日

株式会社キトー
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本昌弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市原順二

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キトー及び連結子会社の2018年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キトーの2018年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社キトーが2018年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年6月22日

株式会社キトー
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本昌弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市原順二

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの2017年4月1日から2018年3月31日までの第74期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キトーの2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。